事業所得者の課税のあり方の検討

- 事業所得における概算経費控除の導入の検討を中心として-

浅 井 要

税 務 大 学 校、研 究 部 教 授

要約

1 研究の目的(問題の所在)

我が国の所得税は申告納税制度を採用しており、この制度は納税者自身による税額の確定とその自主的な納付を内容とするものである。この申告納税制度の下、納税者は自らその課税標準と税額を計算するための資料として、記帳や帳簿書類等の保存が必要となるが、これまでの記帳制度は、小規模零細事業者の事務負担に配慮し、その年の前年分又は前々年分の事業所得等に係る所得金額が300万円以下の白色申告者には、記帳義務は課せられていなかった。しかしながら、平成23年度税制改正において、理由附記の見直しを踏まえ、白色申告者にも全面記帳義務化が図られたところである。

こうした状況を踏まえ、今後、事業所得者の記帳水準を高度化させていく 必要があるが、そのうえで、記帳をしない者に対する経費のあり方や概算経 費控除の導入等を検討することを通じ、今後の事業所得者の記帳水準のあり 方など事業所得者に対する課税のあり方について研究を行うものである。

2 研究の概要

(1) 白色申告者の全面記帳義務化に伴う今後の検討課題

平成 23 年度税制改正において、白色申告者の記帳・帳簿等保存義務の 拡大が行われ、平成 26 年1月1日以後において適用することとされた。 ここに個人の白色申告者の全面記帳義務化という大きな一歩を踏み出した わけであるが、今回も記帳義務違反があった場合の罰則等は設けられてい ないことから、その実効性には依然として問題が残っている。

なお、平成 23 年度税制改正大綱において、以下の点について、今後検 討を行うこととされている。

- ① 必要経費を概算で控除する租税特別措置のあり方
- ② 正しい記帳を行わない者の必要経費の控除のあり方
- ③ 白色申告者の記帳水準が向上した場合における現行の専従者控除につ

いて、その専従の実態等を踏まえた見直しのあり方

本研究においては、事業所得における概算経費控除の導入、具体的には、 実額での必要経費は正しい記帳に基づく場合に限ることとし、記帳もしない、原始記録も保存しない、あるいは、調査に一切協力をしないという「不誠実な納税者」に対しては、実額よりも低額な概算経費しか認めないといったペナルティ的な概算経費による課税の導入の検討を中心に、適正・公平な課税を実現するための制度上の手当てを行うことを検討したいと考えている。

(2) 概算経費控除の納税者による選択を認めることの可否

概算経費控除を導入する場合には、まず、納税者の選択を認めるかどう かということが大きな論点となる。

この点については、現行の事業所得等に係る概算経費控除の特例として、 ①社会保険診療報酬の所得計算の特例(措法 26条)、②家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例(措法 27条)、③山林所得の概算経費控除(措法 30条)があるが、特に、①の特例については、不公平税制の典型とされ、経費率の法定が適正な記帳を基礎とする申告納税制度のあり方等からみて適当でないと批判されている。また、会計検査院からも、見直しをすべきと指摘され、改善を求められており(1)、平成 24 年度税制改正大綱の検討事項とされている。

こうしたことからも明らかなように、概算経費控除に納税者の選択を認めると、結局、実際の経費と概算経費とを比較して有利な方を選択することになり、すべての業種に新たな不公平税制を作ってしまうおそれがあることから、基本的には、納税者の選択を認めるべきではないと考える。

以下では、納税者の選択を認めない場合と認める場合の概算経費控除について、どのような制度が考えられるか検討する。

イ 納税者の選択を認めない概算経費控除制度

⁽¹⁾ 平成 23 年 10 月 28 日に、会計検査院より意見表示がされている。

納税者の選択を認めず、税務当局のみに概算経費控除を認める、つまり、納税者が記帳しない、帳簿等も保存しない、あるいは、納税者が調査に協力せず、帳簿等を見せないという場合には、税務当局は、低率の概算経費率により更正・決定できるという制度を創設するというものである。これは、言い換えれば、新たに概算経費率による推計課税の規定を設けるということである。

所得税の理想が、直接資料を用いて所得の実額を把握する「実額課税」であることはいうまでもないが、直接資料が入手できないからといって課税を放棄することは、公平負担の観点から適当でなく、ここに推計課税が認められる根拠がある⁽²⁾。そもそも、推計課税は、納税者の非協力に起因するものであり、税務当局の所得調査は困難を極めているのみならず、推計課税を行うためには、その必要性を充足し、かつ、合理的な計算方法を選択したうえでなければならないので、限られた人員の中で、税務当局の苦労、事務負担は相当なものになっているというのが現状である。そして、今後、それは、さらに厳しくなっていくことが予想される。

推計課税に関する法的整備についての提言としては、南博方教授が、「納税者が正確な実額資料を整えて申告したのであれば、推計による課税をする必要は全くなかったはずであり」、「推計課税は、納税者の側の責めに帰すべき事情に起因するものである。端的にいえば、申告納税制度の下においては、推計課税は、一種の制裁措置として位置づけられてもやむを得ないと言うべきである」として、推計課税の本質を標準率に求め、「その法的基準性を明確にするとともに、申告納税制度の下においては、推計課税による不利益は甘受せざるを得ないとの認識に立って、一定の不利益措置を定め、かつ、推計項目についての争いを遮断する方向での法政策の樹立が必要である」(3)と述べられているが、本研究も、

⁽²⁾ 金子宏「租税法(第17版)」(弘文堂) 754 頁 ほか。

⁽³⁾ 南博方「推計課税の実務と理論」判例タイムズ 787 号 10 頁。

基本的には、同様の考え方に立つものである。

ロ 納税者の選択を認める概算経費控除制度

納税者の選択を認める場合には、新たな不公平税制を作り出してしま わないように、実額に比して有利にならないような経費率を定める必要 がある。

そして、その際には、小規模零細事業者に対して何らかの配慮を検討する必要が生じてくるが、それでは、全面記帳義務化後に配慮すべき小規模零細事業者とは、どういう者なのか。この点については、我が国には、税法上の記帳義務と商法・会社法上の記帳義務があり、それぞれ法目的が異なるので、記帳義務も異なっているが、商法上では、「小商人」は商業帳簿の作成が必要でないこととされており⁽⁴⁾、一定の配慮がされているといえる。

一方、税法には、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」があるが、この特例の対象者である家内労働者等は、まさに「小規模零細事業者」に該当するといえよう。もちろん、この特例は、家内労働者等とパート労働者とのバランスを考慮して設けられたものであり、法の趣旨は全く別なものではあるが、見方を変えれば、記帳がなくても 65 万円の概算経費控除を認める特例ということができる。そこで、家内労働者等でなくても記帳を求めることが困難であると思われる他の業種の事業者もいることから、この特例を家内労働者等に限定するのではなく、一般的な事業所得者に選択を認める一定の経費率(最低保障 65 万円)による概算経費控除の特例に改組するとともに、記帳義務違反に対する措置として、調査時に納税者が帳簿等を保存していない、あるいは、調査に協力せず、帳簿等を見せないという場合には、税務署長は、一定の経

⁽⁴⁾ 商法上は、商人は、適時に、正確な商業帳簿(会計帳簿及び貸借対照表をいう。)を作成し、帳簿閉鎖の時から 10 年間、その商業帳簿及びその営業に関する重要な資料を保存しなければならないこととされている(商法 19条)。なお、「小商人」というのは、「営業のために使用する財産が 50 万円を超えないもの」と定義されている(商法 7条、商法施行規則 3条 2項)。

費率による概算経費控除を適用して、更正・決定することができること とする所得計算の特例を設けてはどうかといったことが考えられる。

(3) 概算経費率

現行の推計課税が、できるだけ「真実の所得」に近づけて課税しようとするものであり、同業者率等による推計課税は、いわば「近似値課税」といえる。また、昭和 40 年代の終わりごろまで税務当局が使用していた所得標準率による推計課税は、いわば「平均値課税」といえる。しかしながら、標準率(平均値)による推計課税では、標準率で申告しておけば、調査があってもそれ以上課税されることもないので、結局、記帳もしないといった風潮が生じ、我が国の申告納税制度の健全な発展を阻害することになりかねないので、概算経費率は、実額に比して有利とならないような、平均値よりも低い経費率とすべきであると考える。

この点については、諸外国においては、記帳義務違反に対し、罰則等が設けられているのが通常であり、また、推計課税も行うことができることとされている国が多いのであるが、興味深いのは、ドイツの推計課税である。ドイツでは、標準率表が作成・公開されており、その標準率には幅があって、平均値だけでなく、上限と下限の率が示されており、納税者が記帳をきちんとしないといった租税法上の協力義務を履行しない場合には、高い利益率により推計課税が行われているのである。我が国の推計課税においても、本当に配慮しなければならない小規模零細事業者と不誠実な納税者とでは、適用する経費率に差があってよいのではないかと考える。

具体的にどのように概算経費率を定めるかという点については、青色申告者を標本として、全国単位で実態調査(標本調査)を行い、小規模零細事業者に対しては平均値を適用し、不誠実な納税者に対しては、統計学の手法に従って、四分位、五分位あるいは十分位に区分した、その下位の値を経費率として適用してはどうかと考える。

また、業種・業態別にどのように区分するかという問題については、過去に使用されていた所得標準率は、日本標準産業分類に定める業種目分類

に従って、詳細に区分して定められていたが、近年における社会経済構造の変化や産業の高度化・複雑化を考えると、概算経費率を業種・業態別に詳細に分類するのは、かえって適当ではないと考える。この点については、例えば、消費税の簡易課税制度では、現在、業種を5つの分類(5)に区分してみなし仕入率を定めているが、概算経費率についても、これと同程度とするのが適当ではないかと考える。

(4) いわゆる「実額反証」を認めることの可否

いわゆる「実額反証」とは、納税者が所得実額に係る資料を証拠として 提出して推計課税の違法を主張することであるが、租税実務において、必 要経費の実額反証事件が増加するのに伴い、税務調査段階で提出されな かった実額資料を行政不服申立や訴訟段階になってから突然に提出するの はアンフェアであるとの批判が強く、最近の裁判例においては、実額反証 が有効となるための必要要件を設けたり、あるいは、原告納税者側の立証 の程度を厳しく要求するものが増えてきている⁶⁶。

現行の推計課税や標準率による課税であれば、推計項目についての争いを遮断する方向、すなわち、例えば、推計課税の必要性・合理性があれば、推計した所得を実額とみなす「みなし規定」を定めることにより、実額反証を認めないような法整備をすることも一つの選択肢ではあると考えるが、標準率よりも低い概算経費率による課税をする場合には、やはり、実額反証は認めるべきであると考える。

3 結論

事業所得における概算経費控除制度の導入を検討するに当たり、当初は、 納税者の選択を認めない制度とすべきであると考え、現行の推計課税の規定 を見直し、不誠実な納税者に対しては、低い概算経費率による推計課税の規

^{(5) 「}卸売業、小売業、製造業等、サービス業等、その他の事業」の5分類に区分されている。

⁽⁶⁾ 岩崎政明「推計課税取消訴訟と実額反証・立証責任」ハイポセティカル・スタディ 租税法(第3版)(弘文堂)300頁。

定を設けることにより、立証責任を納税者に転換してはどうかと考えたのである。今回、白色申告者について全面記帳義務化が図られたわけであるから、それにもかかわらず、記帳もしない、かつ、帳簿等の保存もしないで、自ら実額課税を困難な状況にしている納税者についてまで、税務当局に推計課税の合理性を要求し、厳格な立証責任を負わせる必要はないのではないか。そのような納税者に対しては、低い概算経費率による推計課税を適用し、それが「真実の所得」と違うというのであれば、その立証責任は、自分の所得のことについて一番よく知っている納税者本人に転換し、それ以外の場合には、現行の一般的な推計課税を適用するといった二本建ての推計課税も、制度的には十分あり得るのではないかと考えたのである。

しかしながら、この概算経費控除による推計課税と現行の実額課税を目指す推計課税との「住み分け」ができない。つまり、不誠実な納税者に対して、優先的に概算経費控除を適用できるように要件を設定したいのであるが、そのような要件設定をすること自体が非常に難しいことから、この制度を「新たな推計課税」として位置づけるのではなく、他の概算経費控除の特例と同様に、「所得計算の特例」として位置づけ、以下のような概算経費控除の特例を創設することを提案したい。

記帳制度を定着させるための当分の間の特例措置として、現行の家内労働者等の所得計算の特例を改組し、小規模零細事業者に対しては標準率(平均値)(最低保障 65 万円)による概算経費控除の選択を認めることとする。その際、小規模零細事業者を定義することは難しいことから、所得金額基準ではなく、収入金額基準(例えば、前年分又は前々年分の事業所得に係る収入金額 500 万円以下)を設定するとともに、業種区分については、消費税の簡易課税制度を参考に、5分類程度とする。そして、最初から完全な記帳を要求するのは無理だとしても、全く記帳しなくてもよいこととするのではなく、最低限、収入金額について記帳することを選択の要件とする。

一方、記帳等義務違反に対する措置として、①調査時に帳簿等を保存して いない、②帳簿等の保存はあるが、その内容が不正確で信用性に乏しい、あ るいは③調査に協力せず、帳簿等を見せないといった不誠実な納税者に対しては、税務署長は、上記2(3)で述べたような実態調査で求めた平均値よりも低い経費率(業種も、上記と同様、5分類程度に区分)による概算経費控除を適用して、更正・決定することができることとする。

この「低い経費率」は、記帳しないことによってかえって得をすることがないように、実態調査により算定したものであり、けっして記帳義務違反に対する制裁といった性格のものではない。確かに、低い経費率により算定された所得は、場合によっては、真実の所得よりも過大な所得となり、不利益を被ることもあるかもしれないが、その点については、実額反証を認めることにより、その所得が真実の所得と異なるというのであれば、その立証責任は納税者が負担するのである。

ただし、その場合の立証の程度としては、やはり厳格な立証を要求すべきであると考える。それは、そもそも概算経費控除による課税処分をせざるを得ない事情を生ぜしめた原因ないし責任は、もっぱら納税者の側にあり、このような厳格な立証責任を納税者に負担させたとしても酷であるとはいえないはずだからである。

最後に、概算経費控除制度以外の研究についてであるが、今回、白色申告者にも全面記帳義務化が図られたわけなので、まずは、記帳水準が同程度であれば、青色申告も白色申告も同様の取扱いとすることを基本とすべきであると考えており、事業所得者の記帳水準を高度化させるために、記帳水準の程度に応じて、青色申告・白色申告の制度を改めて整理し直す必要があると考えている。

具体的には、現在、青色申告者の記帳は、①正規の簿記によるもの、②簡易な簿記によるもの、そして③現金主義によるものの3つの記帳が認められており、一方、白色申告者の記帳は、青色申告者の記帳よりも、より簡易な簿記でよいこととされているが、まずは、青色申告の特典は、正規の簿記によって記帳している者のみに適用を認めることとする。また、白色申告者にも記帳義務が課せられるわけであるから、青色申告特別控除(65万円、10

万円) も、ただ記帳しているだけで認められる 10 万円の青色申告特別控除 は廃止する。また、白色の専従者についても、青色と同様の専従者給与を認 めるといった、記帳水準に応じた体系的な見直しを検討する必要があると考 えている。

なお、白色申告者も全面記帳義務化され、青色申告と白色申告との差異が縮小してきたことから、青色申告制度は廃止すべきといった意見がある。しかしながら、法人の青色申告割合が90%超であるのに対し、個人の青色申告割合は、昭和50年に50%を超えてからほとんど変わっておらず、平成21年分の青色申告割合は56%と頭打ち状態となっていることを踏まえれば、少なくとも、個人については、現時点で青色申告制度を廃止することは時期尚早であり、記帳水準を向上させるインセンティブとして、青色申告制度は、依然として重要な役割を果たしており、当面は、青色申告と白色申告について、記帳水準に応じた体系的な見直しを行っていきながら、記帳義務が定着するまでは、存置しておくことが適当であると考える。

目 次

はじ	めに		416
第1:	章	申告納税制度の下での個人事業者の課税	419
第	1節	申告納税制度の下での個人事業者の課税	419
	1	申告納税制度	419
	2	事業所得の意義等	420
	3	青色申告・白色申告とは	·· 421
第	2節	記帳・記録保存制度	423
	1	記帳・記録保存制度の沿革	423
	2	平成 23 年度の税制改正後の記帳・記録保存制度の概要	·· 427
	3	青色申告者の記帳制度の概要	428
第	3節	事業所得に係る記帳・記録保存制度に関わる問題点	430
	1	青色申告特別控除の見直し	·· 431
	2	事業専従者控除の見直し	·· 431
	3	青色申告制度の廃止論について	·· 434
	4	記帳義務履行のための担保措置等	435
第2	章	我が国における概算課税	438
第	1節	現行法における概算課税	438
	1	給与所得控除(所法 28 条 3 項)	438
	2	社会保険診療報酬の所得計算の特例(措法 26 条)	·· 441
	3	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例(措法 27 条)	446
	4	山林所得の概算経費控除(措法 30 条)	448
第	2節	所得標準率	·· 450
	1	所得標準率の意義等	450
	2	所得標準率を用いた所得計算方法等	453
	3	所得標準率の性格	·· 454
第3	音	諸外国における記帳義務違反等に対する担保措置等	456

É	第1節	節 ドイツ	456
	1	概要	456
	2	記帳義務等	457
	3	推計課税とその実態	458
É	第2節	節 フランス	460
	1	概要	460
	2	所得算定の方法及び推計課税等	460
	3	フォルフェ制度について	461
Š	第3節	節 アメリカ	463
	1	概要	463
	2	所得算定の方法と記帳義務等	464
É	第4節	節 小括	466
第	4 章	推計課税	467
Š	第1節	節 推計課税の概要	467
Š	第2節	節 推計課税の本質等	467
	1	事実上推定説	468
	2	別世界説	468
	3	補充的代替手段説	469
Š	第3節	節 推計課税の要件の検討	470
	1	推計の必要性	470
	2	推計の合理性	475
	3	同業者率による推計の合理性	477
急	第4節	節 推計課税の取消訴訟	482
	1	推計課税の取消訴訟の現状	482
	2	実額反証	482
5	第5節	節 小括	483
第	5章	事業所得の概算経費控除制度の導入について	487
É	第1節	節 事業所得の概算経費控除制度の導入の検討	487

	1	納税者による選択を認めることの可否	487
	2	概算経費率	490
	3	いわゆる「実額反証」を認めることの可否	491
	第2節	事業所得の概算経費控除制度についての提言	492
紀	おびに代	たえて	496

はじめに

我が国の所得税は申告納税制度を採用しており、この制度は納税者自身による税額の確定とその自主的な納付を内容とするものである。この申告納税制度の下、納税者は自らその課税標準と税額を計算するための資料として、記帳や帳簿書類等の保存が必要となるが、これまでの記帳制度は、小規模零細事業者の事務負担に配慮し、その年の前年分又は前々年分の事業所得等に係る所得金額が300万円以下の白色申告者には、記帳義務は課せられていなかった。しかしながら、平成23年度税制改正において、理由附記の見直しを踏まえ、個人の白色申告者にも全面記帳義務化が図られたところである。

本研究の問題意識としては、シャウプ勧告により青色申告制度が創設されてから 60 年が経過したわけであるが、個人の青色申告割合は昭和 50 年に 50%を超えてからほとんど変わっておらず、平成 21 年分の青色申告割合は 56%と頭打ち状態となっている。法人の青色申告割合が 90%超であるのに対して、なぜ個人はこんなに低いのか?そして、全事業所得者(不動産所得者を含む。)約550万人のうち、記帳義務が課されていない者(所得金額 300 万円以下の白色申告者)の割合は、約38%、210万人にも上っているという状況をどのように考えるかということである(1)。

さらに言えば、白色申告者の中に、記帳する能力がありながら、わざと記帳

⁽¹⁾ 酒井克彦「申告納税制度における記帳や帳簿保存の意義」税大ジャーナル 16 (2011.5) 13-15 頁 酒井教授は、青色申告制度を選択しない者というのは、「積極的理由に基づく青色申告不選択者」と「消極的理由に基づく青色申告不選択者」の2つのグループに分けられ、この「積極的理由に基づく青色申告不選択者」というのは、「制裁を回避したいというグループ」であり、そのタイプとしては、①計画的な過少申告をしようとする人、計画的に無申告のままでいようとするグループ、②制裁措置の発動を恐れて、罰則の適用を恐れて、敢えて帳面をつけないグループ、③税務全般に対する不理解がもとで、調査に全く協力をしないグループという3つのグループに分けられると述べられている。また、「消極的理由に基づく青色申告不選択者」というのは、①記帳事務の負担が大変、帳面をつける暇がない、といった記帳事務負担回避者、②記帳能力不適合者、③継続的白色申告者(制度は理解しているが、長年白色申告でやってきて、さしたる問題はなかったのであるから、今さら青色申告に切り替えたくないといった者)及び④廃業予定者とに分類されている。

をしない、原始記録も保存しないといった「不誠実な納税者」が背後に隠れていて、このような者をこのまま放置しておくことは、我が国の健全な申告納税制度の発展を阻害することになりかねない⁽²⁾。したがって、そういった「不誠実な納税者」に対しては、実額よりも低額な概算経費しか認めないといったペナルティ的な概算経費による課税をするといった、適正・公平な課税を実現するための制度上の手当てを行うことを検討したいというのが、本研究の問題意識である。

平成 23 年度税制改正については、個人所得課税、資産課税、消費課税に関する部分が削除されるなど、3度にわたる法案修正を経て、法人課税及び納税環境整備に関する部分について、平成 23 年 11 月 30 日に可決・成立し、同年 12 月 2 日に公布されたところである(3)。納税環境整備に関しては、①税務調査手続の法定化、②更正の請求の期間延長、③不利益処分等に対する理由附記の実施、④白色申告者の記帳・帳簿等保存義務の拡大等の措置を講ずることとされ、④の記帳・帳簿等保存義務の拡大の改正については、平成 26 年 1 月 1 日以後において適用することとされた(4)。ここに、個人の白色申告者の全面記帳義務化という大きな一歩を踏み出したわけであるが、今回も記帳義務違反があった場合の罰則等は設けられていないことから、その実効性には依然として

⁽²⁾ 品川芳宣「附帯税の事例研究 [第3版]」359頁(財経詳報社、2002) 品川教授 は、「帳簿の備付けも記帳もしない、取引の原始記録を保存しないばかりか作成もしない、そして申告もしないという、形に何も残さないという行為が実質的には最も悪質な隠ぺい行為であるということもできる。このことは、巷間、なまじ帳簿をつけ記録を保存していると重加算税が賦課されるが、何も記録を残さなければ重加算税の賦課は免れるという税の執行に対する批判(皮肉)を考慮した場合にも見逃すことのできない事実であろう。特に、昭和59年以降、事業等を営む者で所得金額300万円を超える者については、帳簿の備付け、記録が義務づけられていること(所法231の2)に鑑み、そのことが一層強く言い得るものと考えられる。」と述べられている。

⁽³⁾ 平成 23 年度税制改正法案の修正の過程で改正が見送られた積み残し事項について は、平成 24 年度税制改正や社会保障・税一体改革の中で検討していくこととされて いる。

⁽⁴⁾ 国税通則法の改正については、「納税者権利憲章の策定」及び「新たな税務調査手 続の追加」に係る改正は見送ることとされ、施行時期を1年間繰り延べて原則として 平成25年1月1日とするとともに、政府として今後とも納税環境の整備に向け検討 を進める旨の附則が定められている(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を 図るための所得税法等の一部を改正する法律附則106条)。

問題が残っている。

なお、平成 23 年度税制改正大綱の「検討事項」において、以下の点について、今後検討を行うこととされている。

- ① 必要経費を概算で控除する租税特別措置のあり方
- ② 正しい記帳を行わない者の必要経費の控除のあり方
- ③ 白色申告者の記帳水準が向上した場合における現行の専従者控除について、その専従の実態等を踏まえた見直しのあり方

以上のような点を踏まえ、今後、事業所得者の記帳水準を高度化させていく必要があると考えるが、そのうえで、記帳をしない者に対する経費のあり方や概算経費控除の導入等を検討することを通じ⁽⁵⁾、適正・公平な課税を実現するための制度上の手当てを行うことを検討し、また、正確な記帳への誘引策・奨励策となるような施策を検討することによって、今後の事業所得者の記帳水準のあり方など事業所得者に対する課税のあり方について研究したいと考えている。

^{(5) 「}個人所得課税に関する論点整理」(平成17年6月 税制調査会基礎問題小委員会)では、「現在、情報技術の進展により、それほど困難を伴わず事業所得者が記帳を行い得る環境が整ってきている。事業所得について、売上げ、必要経費の記帳に基づく申告納税の趣旨の重要性を再認識する必要がある。簡素な税制を構築する狙いから、事業所得に関しては、実額での必要経費は正しい記帳に基づく場合のみ認めることとし、そうではない場合には一定の「概算控除」のみを認めるとの仕組みを導入することも考えられよう」(4頁)、また、「事業所得について、前述の必要経費に係る「概算控除制度」を導入すれば、記帳水準が自ずと向上していくことが期待されよう」(16頁)といった考え方が示されている。

第1章 申告納税制度の下での個人事業者の課税

第1節 申告納税制度の下での個人事業者の課税

1 申告納税制度

現在、我が国では、国税の納税制度として所得税をはじめとする主要な税について、第一次的には納税者が自主的に税額を確定して納付する「申告納税制度」が採用されている。この申告納税制度は、自らの都合によって税額を上下させたり、自ら欲する額だけを申告したりするものではないことは当然であって、納税者としては、記録、帳簿その他の客観的な資料に基づいて所得金額等を計算し、税額を確定させることを意味するものである。

この点について、税制調査会の昭和 58 年 11 月の中期答申(「今後の税制のあり方についての答申」)では、次のように述べられている。

「 申告納税制度は、納税者自身による税額の確定とその自主的な納付を内容とするものであるから、納税者が自らの課税標準と税額を計算しなければならないものであり、具体的には、納税者がその税額を算定するのに必要な資料を持ち、これに基づいて適正な申告を行うことを根幹としていると言うべきである。

このように、記録、帳簿その他の客観的な資料に基づく申告制度は、申告納税制度に内在するものであり、その原点から当然に導き出されるものであって、これを所得税の場合について考えれば、申告納税制度とは、納税者がその取引の過程で集積された客観的な資料による裏付けのある所得金額をもって申告をすることをいうのであり、これは、適正な申告水準を維持、確保するためのその他の納税協力を含めて納税者の当然の責務といえる。

このような考え方に基づき、昭和 59 年度の税制改正における記録及び記帳に基づく申告制度の整備は、新たな義務の創設ではなく、本来、申告納税制度に内在している納税者の責務を明確化しようとするものであり、これを確認する制度として構成すべきものであるとされたのである。

2 事業所得の意義等

事業所得とは、各種の事業から生ずる所得のことであり(所法 27 条 1 項)、 事業とは、自己の計算と危険において営利を目的として対価を得て継続的に 行う経済活動のこと⁽⁶⁾であって、農業・漁業・製造業・卸売業・小売業・サ ービス業・著述業等、種々の事業がある⁽⁷⁾。

事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額である(所法 27 条 2 項)。総収入金額とは、事業から生じた一切の収入の合計額を意味する⁽⁸⁾。一方、必要経費とは、所得を得るために必要な支出のことである。課税の対象となる所得の計算上、必要経費の控除を認めることは、いわば投下資本の回収部分に課税が及ぶことを避けることにほかならず、原資を維持しつつ拡大再生産を図るという資本主義経済の要請に沿うゆえんであり、そのため、いずれの国の所得税制度においても、必要経費の控除が認められており、所得税は、原則として純所得(net income)を対象として課されている⁽⁹⁾。

ところで、同じ人的役務の提供の対価に係る所得であっても、雇用関係又はこれに類する関係に基づく人的役務の提供に対する報酬(給与等)は給与所得とされる。給与所得とは、俸給・給料・賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいう(所法 28 条 1 項)こととされており、給与所得の意義について、金子教授は、「勤労性所得(人的役務からの所得)のうち、雇用関係又はそれに類する関係において使用者の指揮・命令のもとに提供される労務の対価を広く含む観念」であり、「非独立的労働ないし従属的労働の対価と観念」することができる(10)とされている。

事業所得と給与所得の区分については、事業所得の特質が「自己の計算と 危険とにおいて行われる事業の対価」であり、給与所得の特質が「非独立的、

⁽⁶⁾ 最高裁昭和 56 年 4 月 24 日第二小法廷判決(民集 35 巻 3 号 672 頁)。

⁽⁷⁾ 金子宏「租税法(第17版)」(弘文堂、2011) 206 頁以下。

⁽⁸⁾ 金子・前掲注(7)、 208 頁。

⁽⁹⁾ 金子·前掲注(7)、257頁。

⁽¹⁰⁾ 金子・前掲注(7)、209頁。

従属的労務の対価」であるという両所得の所得類型としての特色を踏まえ、 具体的な役務提供の実態を種々の面から検討して総合的に判断する必要があ るのである。

このように、同じ人的役務提供の対価に係る所得であっても、事業所得と 給与所得とのいずれに区分されるかによって所得金額の計算方法が異なって くるのであり、事業所得となれば、総収入金額から必要経費の額を差し引く 収支計算によって事業所得の金額を求めるのに対し、給与所得になれば、給 与等の収入金額から給与所得控除額を差し引くという概算の方法で給与所得 の金額を求めることになるのである。

3 青色申告・白色申告とは

青色申告は、申告納税制度の定着を図るため、シャウプ勧告に基づいて導入された制度である。すなわち、申告納税制度が適正に機能するためには、納税義務者が帳簿を備え付けて、それに収入・支出を記帳し、それを基礎として申告を行うことが必要であるが、申告納税制度が採用された当時は、完備した帳簿書類を備えている者の数はむしろ少なかった。そこで、帳簿書類を基礎とした正確な申告を奨励する意味で、一定の帳簿を備え付けている者に限って青色の申告書を用いて申告することを認め、かつ、青色申告に白色申告には認められない各種の特典を与えることとしたのである(11)。

青色申告に対して与えられる特典としては、第1に、青色申告特別控除が認められる(措法 25 条の2、取引を正規の簿記の原則に従って記録している青色申告者には 65 万円の控除が認められ、それ以外の青色申告者には 10 万円の控除が認められる。)。第2に、所得税法及び租税特別措置法の規定の多くは、青色申告の場合に限って適用されることになっている(例えば、所得税法上の引当金、純損失の繰越控除、純損失の繰戻しによる還付、租税特別措置法上の特別償却、準備金に関する諸規定等)。第3に、青色申告と白色

⁽¹¹⁾ 金子・前掲注(7)、735 頁以下。

申告を通じて適用される措置についても、青色申告者により多くの利益が与 えられるもの(青色事業専従者給与の必要経費算入(所法 57 条))などがあ る⁽¹²⁾。

この青色申告は、法人の場合には、青色申告割合が90%超と相当に普及しており、申告納税制度の発展に寄与しているが、個人事業者の場合には、青色申告割合が昭和50年に50%を超えてからほとんど変わっておらず、平成21年分で約56%と頭打ち状態となっているというのが、現状である((参考資料1)参照)。

(参考資料1) 個人事業者の青色申告割合

年 分	青色申告者数 ①	申告納税額 のある者 ②	② の う ち 青色申告者 ③	申告納税額のある者に占める青色申告者の割合 (③/②)
昭和 年	千人	千人	千人	%
25	94	2,000	82	4
30	491	1,105	353	32
35	551	1,100	366	33
40	759	1,349	449	33
45	1,540	2,062	1,000	48
50	2,168	2,055	1,093	53
55	2,688	2,622	1,354	52
60	2,998	2,947	1,497	51
平成2年	3,078	3,171	1,648	52
7	3,061	2,727	1,367	50
12	3,137	2,085	1,117	54
17	3,234	1,826	1,003	55
18	3,262	1,765	974	55
19	3,292	1,662	928	56
20	3,721	1,658	929	56
21	3,749	1,472	825	56

(注)「国税庁統計年報書」及び「青色申告状況(国税庁個人課税課調べ)」より作成。 なお、平成 21 年分については、農業所得者を含んだ数値である。

-

⁽¹²⁾ 金子・前掲注(7)、714 頁。

これに対し、白色申告とは、青色でない通常の申告書を用いて行う申告をこのように通称するのであるが⁽¹³⁾、白色申告者については、昭和 59 年度の税制改正で、記録・書類の保存義務、所得が一定額を超える場合の記帳義務、総収入金額が一定額を超える場合の報告義務等が導入され(旧所法 231 条の2、231 条の3等)、さらに平成23年12月に成立した平成23年度の税制改正において、不利益処分等に対する理由附記の実施に併せて、白色申告者の記帳・帳簿等保存義務の拡大等の措置を講ずることとされたのである。

第2節 記帳・記録保存制度

1 記帳・記録保存制度の沿革

昭和 59 年度の税制改正の一環として、納税環境の整備を図るため、納税者の実態に十分配意した記録及び記帳に基づく申告制度が法制化されるとともに、併せて、資料収集制度の整備その他の諸施策が講じられた。

この昭和 59 年度の納税環境の整備に関する改正の背景等については、「改正税法のすべて(昭和 59 年度版)」において、以下のとおり詳細に述べられている。

(1) シャウプ勧告

所得税及び法人税について本格的な申告納税制度が採用されたのは、昭和22年である。シャウプ勧告では、この申告納税制度について、「所得税及び法人税の執行面の成功はまったく納税者の自発的協力にかかっている。納税者は、自分の課税されるべき事情や自分の所得額をもっともよく知っている。このある納税者の所得を算定するのに必要な資料が自発的に提出されることを申告納税という。」(IV巻D4頁)とし、さらに、「正当な申告納税には、かような記帳は不可欠の要素である。」(IV巻D40頁)として、申告納税制度は、記録及び記帳に基づく申告制度の確立によって裏付

⁽¹³⁾ 金子・前掲注(7)、714 頁。

なってきていた。

けられるべきものと考えられたが、当時の社会経済情勢はそれを許さず、結局、「申告納税が最近実施されたのに鑑み、正しい帳簿の記載を怠った場合、所得税及び法人税のもとでこれを刑事犯とするのは、恐らく望ましくないかもしれない」(IV巻D40 頁)と考え、とりあえず、正確な帳簿記録をつけるための誘引策として、青色申告制度を導入するに止まったのである。

(2) 昭和 59 年度改正前の世論の動向等と昭和 55 年 11 月の税制調査会中期 答申(「財政体質を改善するために税制上とるべき方策についての答申」) 昭和 50 年代後半頃は、情報化社会の進展に伴い、個人事業所得者等の 記録や記帳水準も相当程度上昇していると考えられ、他方、納税者数の増 加や社会経済情勢の複雑化に伴い、税務執行を巡る環境はますます厳しく

このような事情を背景として、昭和 54 年頃から、納税環境の整備を求める声が大きくなり、このような傾向は、具体的には、次のように、衆参両院の大蔵委員会における附帯決議や臨調基本答申等に現れている。

- イ 衆参両院大蔵委員会の附帯決議(昭和 58 年分の所得税の臨時特例等に関する法律案に対する附帯決議・昭和 58 年 11 月 24 日参議院大蔵委員会)
 - 「政府は、次の事項について所要の措置を講ずべきである。
 - 三 所得課税面での不公平感に関する世論の動向にかえりみ、申告納税の基本に立った申告水準の向上等を図り、税負担の公平確保に資するため、制度、執行面を通じた納税環境の整備のための具体的方策について早急に検討すること
- 口 臨時行政調査会基本答申(昭和57年7月30日)
 - 「申告納税制度が適正に運営されるためには、納税者の適正な記帳と 申告及び適正な税務執行体制の確立が不可欠の要件である。今後、税 務行政体制の整備を進めるとともに、記帳水準の向上等申告納税制度 の適正な運営のための基盤を強化し、税負担の公平確保を図るため、

次のような施策を含め幅広く検討し、制度面での改革を図る。

- ① 法人及び個人営業者等に対する記帳義務の導入
- ② 推計課税及び挙証責任の整備
- ③ いわゆる総収入申告制の導入

他方、政府税制調査会においても、このような世論の動向を受けて納税環境の整備の問題が採り上げられ、昭和 55 年 11 月の中期答申(「財政体質を改善するために税制上とるべき方策についての答申」)において、次のように述べられている。

「所得課税については、執行面で把握差が生じやすく、実質的な公平の確保の面で批判が少なからず見受けられ、とりわけ、個人が稼得した所得に対して直接に負担を求める所得税等については、制度上、執行上の公平確保が一段と強く要請されるところから、これまで以上に、これらの問題に配慮して、広汎な角度から検討することが要請される。この問題は、基本的には、申告納税制度の下での納税者意識の喚起、高揚に待つべきものであるが、これを背景として、たとえば、税制面での負担の公平確保に従来以上に配意するとともに、執行上の問題については、後述のように、納税者の記帳水準の向上を図ることや除斥期間を延長すること等により、把握差をできる限りなくすよう工夫を重ねていくことが必要と考えられる。

(第一の6の(2))

そして、具体的な方針としては、「申告納税制度は、納税者の自主的な申告を基礎とするものであり、具体的には、納税者がその税額を算定するのに必要な資料を持ち、これに基づいて適正な申告を行うことを根幹としている。その意味で、納税者の記帳水準の向上を図るための方策について、今後、具体的な検討を進め、より公平な所得課税の実現を目指すべきである。」(第二の4の(1))とされたのである。この答申に基づき、その後鋭意検討が続けられて、昭和59年度の納税環境の整備の基礎となった昭和58年11月の中期答申(「今後の税制のあり方についての答

申」)が行われるに至ったわけである。

(3) 昭和59年度の税制改正により導入された記帳・記録保存制度の概要 昭和58年11月の中期答申(「今後の税制のあり方についての答申」)では、「記録及び記帳に基づく申告は申告納税制度の最も重要な基礎をなすものであり、その不可欠の要素であることについては異論がなく、したがって、記録及び記帳に基づく申告を制度的に整備する必要があると考える。この場合、この制度の整備は、新たな義務の創設ではなく、本来、申告納税制度に内在している納税者の責務を明確化しようとするものであり、これを確認する制度として構成すべきものである」(14)と述べられており、記帳義務等の必要性が確認されたのであるが、昭和59年度の税制改正で導入された記帳制度の対象者は、記帳の必要性とそれに伴う新たな負担とのバランスを考慮し、小規模零細事業者にまで過重な負担をかけないように所得金額300万円超の白色事業者に限定され、それ以下の納税者については単なる記録の保存義務に止めることとされたのである。

また、担保措置については、罰則ないし行政制裁による直接的な制裁と、例えば、推計課税、立証責任の分配の整備などによる間接的な履行担保策が考えられるが、「直接的措置については、主要諸外国では、ほぼ罰則で担保されているところから、我が国においても同様に罰則で担保すべきであるとする意見もあるが、実地調査の割合が低いことから、不公平を招くおそれがあるほか、我が国の小規模零細事業者の記帳の現状等も考慮すれば、このような直接的な制裁の導入を見送ることは、やむを得ない」とされ、「間接的措置については、記録保存及び記帳の程度に応じた推計課税の弾力化や減価償却の否認など課税所得計算上の不利益の採用等を考慮してはどうかとの意見もあったが、これについては、小規模零細事業者への配慮等から、当面、このような間接的措置はとらない」こととされたのである。ただ、記帳・記録保存制度の明文化により、「課税処分取消訴訟において、

⁽¹⁴⁾ 昭和 58 年 11 月政府税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」35 頁。

ずさんな帳簿記録を持つ納税者は、立証責任の分配や証拠提出のあり方との関連で事実上不利益を受けることもあるので、これが実質的な担保措置と」なりうると述べられている⁽¹⁵⁾。

昭和59年度の税制改正により導入された記帳・記録保存制度の概要は、 以下のとおりであった。

記帳制度

事業所得者等で、その年の前年分又は前々年分の事業所得、不動産所得及び山林所得の金額の合計額が300万円を超える者は、帳簿を備え、その年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を簡易な方法により記録し、かつ、その帳簿(いわゆる帳簿代用書類を含む。)を一定期間保存しなければならない(旧所法231条の2第1項)。

② 記録保存制度

事業所得者等で、その年の前年分又は前々年分の確定申告書又は総収入金額報告書を提出している者その他これらに準ずる者は、その業務に関して作成し、又は受領した帳簿及び書類を一定期間保存しなければならない(旧所法 231 条の 2 第 3 項)。

2 平成23年度の税制改正後の記帳・記録保存制度の概要

平成 23 年 12 月に成立した平成 23 年度の税制改正では、その年の前年分又は前々年分の事業所得、不動産所得及び山林所得の金額の合計額が 300 万円以下の事業所得者等についても、新たに記帳義務及び記録保存義務が設けられ、これにより、全ての事業所得者等は、その年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を簡易な方法により記録し、かつ、その帳簿(いわゆる帳簿代用書類(16)を含む。)を一定期間保存しなければならないことと

⁽¹⁵⁾ 政府税制調査会答申・前掲注(14)、36 頁、37 頁。

⁽¹⁶⁾ いわゆる「帳簿代用書類」とは、その年においてその営む業務に関して作成した その他の帳簿及び業務に関して作成し、又は受領した①その年の決算に関して作成した棚卸表その他の書類及び②その年においてその営む業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類(自己の作成したこ

されたのである(所法 231 条の 2 第 1 項、所規 102 条)(17)。

この改正の趣旨については、平成23年12月改正の「税制改正の解説」に、「そもそも記帳は、税の申告のためだけでなく経営管理にも資するものであり、事業活動を行う限りにおいては、中小・零細な事業者であっても何らかの記帳・記録を行っていると考えられ、また、近年の情報技術の進展により、それほど困難を伴わず記帳ができることになっていることや、納税環境整備の一環として、国税通則法の改正が行われ、国税に関する法律に基づく申請により求められた許認可等を拒否する処分又は不利益処分について、課税庁は行政手続法の規定に基づき理由を示すこと(いわゆる「理由附記」)とされたこと等を踏まえ、今回の改正において、全ての個人事業所得者等に対して記帳義務を課すこととしたもの」であると述べられている。

具体的な記帳義務の内容としては、事業所得者等は、帳簿を備え付けて、その適用を受ける年分の事業所得の金額、不動産所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように、これらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引でこれらの所得に係る総収入金額及び必要経費に関する事項を財務大臣の定める簡易な記録の方法に従い、整然と、かつ、明瞭に記録しなければならないこととされている(所規 102 条 1 項、 2 項)。

なお、上記の記帳制度に基づいて作成した帳簿については7年間、帳簿代 用書類については5年間、その者の住所地若しくは居所地又はその営む事業 に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければ ならないこととされている(所規102条4項)。

3 青色申告者の記帳制度の概要

青色申告者の記帳制度は、①正規の簿記によるもの、②簡易な簿記による もの及び③現金主義によるものの3つの態様が認められている。

れらの書類でその写しのあるものは、その写しを含む。)をいう(所規 102 条 3 項)。 (17) この改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後に適用することとされている(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則8条)。

(1) 正規の簿記による記帳

青色申告者は、財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付け、これにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならないこととされている(所法 148 条 1 項)。

すなわち、青色申告者は、不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林 所得の金額が正確に計算できるように資産、負債及び資本に影響を及ぼす 一切の取引を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録し、そ の記録に基づき貸借対照表及び損益計算書を作成する(所規 57 条)こと を大前提とし、仕訳帳及び総勘定元帳の備付け、その記載事項並びに記載 方法(所規 58 条、59 条)、棚卸表の作成(所規 60 条)、帳簿書類の保存 (所規 63 条)等についての定めが設けられている。

(2) 簡易簿記による記帳

青色申告者の備え付ける帳簿書類については、上記(1)の正規の簿記によるものに代えて、財務大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることができることとされている(所規 56 条 1 項、昭和 42 年大蔵省告示 112 号)。

すなわち、簡易簿記による青色申告者は、青色申告書を提出できる年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように、必要な帳簿を備え、その取引を昭和 42 年大蔵省告示第 112 号の別表第1各号の表の第2欄に定めるところにより、整然と、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づき損益計算書を作成しなければならないこととされている⁽¹⁸⁾。

(3) 現金主義による記帳

青色申告者のうち一定の小規模事業者(前々年分の事業所得の金額及び 不動産所得の金額の合計額が300万円以下であること等)の事業所得又は 不動産所得については、現金主義によって収入金額及び必要経費を計算で

⁽¹⁸⁾ 簡易簿記による青色申告者は、貸借対照表を添付することを要しないこととされている(所規 65 条 2 項)。

きることになっており (所法 67条)、その備付帳簿も一層簡素化されていて、その取引については、昭和 42年大蔵省告示第 112号の別表第1の第1号又は第2号の表の第3欄に定めるところにより記録することができることとされている (昭和 42年大蔵省告示 112号 3項1号)。

また、この現金主義による記帳事項は、現金出納に関する事項、減価償却資産に関する事項だけで足りるものとされている(昭和 42 年大蔵省告示 112 号 3 項 1 号ただし書)。

(4) 青色申告者の帳簿保存義務

青色申告者は、帳簿書類や取引に関して相手方から受け取った領収書等の証ひょう等を7年間(証ひょう書類のうち、現金預金取引等関係書類に該当する書類以外のものは5年間⁽¹⁹⁾)保存しなければならないこととされている(所規63条2項)。

第3節 事業所得に係る記帳・記録保存制度に関わる問題点

以上述べてきたとおり、平成 23 年度税制改正において、個人の白色申告者の全面記帳義務化が図られたわけであるので、まずは、記帳水準が同程度であれば、青色申告も白色申告も同様の取扱いとすることを基本とすべきであると考えており、また、事業所得者の記帳水準を高度化させるために、記帳水準の程度に応じて、青色申告・白色申告の制度を改めて整理し直す必要があると考えている。この節では、白色申告者の全面記帳義務化後の青色申告・白色申告の制度のあり方について、検討することとする。

また、今回も記帳義務違反があった場合の罰則等は設けられていないため、 その実効性には依然として問題が残っていることから、記帳義務履行のための 担保措置等について、検討することとする。

⁽¹⁹⁾ 現金主義を選択した小規模事業者の場合には、証ひょう書類については5年間保存すれば足りることとされている(所規63条4項)。

1 青色申告特別控除の見直し

青色申告に対して与えられる特典としては、第1節の3で述べたとおり、まず、青色申告特別控除(措法 25 条の2)がある。これは、取引を正規の簿記の原則に従って記録している青色申告者には 65 万円の特別控除が認められ、それ以外の青色申告者には 10 万円の特別控除が認められるというものである。前節で述べたとおり、青色申告者の記帳が、①正規の簿記によるもの、②簡易な簿記によるもの、③現金主義によるものの3つの態様が認められているのに対し、白色申告者の記帳が、青色申告者の②の簡易な簿記よりは簡易なものでよいとされてはいるものの、③の現金主義による記帳よりは記載事項は詳細なものになっているのであって、しかも、今回の改正で、白色申告者に全面的に記帳義務が課されることになったわけであるから、ただ記帳しているだけで認められる 10 万円の青色申告特別控除は廃止すべきであると考える。

さらに、事業所得者の記帳水準を高度化させるために、青色申告の特典は、 正規の簿記によって記帳している者のみに適用を認めることとすべきである と考える⁽²⁰⁾。

2 事業専従者控除の見直し

次に、平成 23 年度税制改正大綱の「検討事項」とされている「白色申告者の記帳水準が向上した場合における現行の専従者控除について、その専従の実態等を踏まえた見直しのあり方」についての問題である。

所得税においては、事業主と生計を一にする親族が事業から対価の支払を 受ける場合には、その対価の額は、原則としてその事業主の事業所得の金額 の計算上必要経費に算入しないこととされている(所法 56 条)。この規定の

⁽²⁰⁾ 日本税理士連合会税制審議会「青色申告制度のあり方について―平成23年度諮問に対する答申―」(平成24年3月21日)6頁には、「青色申告における現行の3種類の記帳方法は必ずしも適切とはいえない。青色申告に税制上の優遇措置を付与する限り、正規の簿記の原則又はそれに準ずる程度の記帳を求めるべきである。」と述べられている。

趣旨は、我が国においては、もともと個人事業は家族ぐるみの協力と家族の財産を共同管理使用して成り立つものであり、それについて個々の対価を支払う慣行もなく、家計と事業を全く切り離して考えること自体無理があり、かつ、仮に対価の支払があっても、その個々について適正な対価を認定することも税務執行上難しく、所得分割の恣意性を排除するためであるとされており、シャウプ勧告を受けて、昭和 25 年の税制改正において、個人単位課税の例外として設けられたものである。

これに対して、所得税法 57 条では、「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」として、特例である所得税法 56 条の特例として、青色事業専従者給与及び事業専従者控除の必要経費算入を認めている。つまり、所得税法 57 条の規定により、青色申告者に対しては、その特典として、実際に従事した労働の対価として支払われた給与について相当と認められる金額の必要経費算入を認めているのに対し、白色申告者には定額の控除のみが認められているにすぎないのである。

青色事業専従者給与の規定が制定されたのは、昭和 27 年度の税制改正に おいて、青色申告者について専従者控除制度が創設されたことに始まる。

この青色申告者の専従者控除制度が創設された趣旨は、「事業所得者と生計を一にする配偶者その他の親族が当該事業から給与の支払を受けている場合においては、その給与の支払を認めず、その親族の所得は事業主の所得とし(みなし事業所得)、その親族は当該事業からは所得を得ていないものとして、単に扶養控除の適用を認めるに過ぎなかった。これは家族専従者に所得を分散して所得税負担の軽減を図ることを防止する意味のものであったが、これらの親族が成年者であっても、もしその事業の専従者とならなければ他に就職して相当の所得を得られたであろうに、たまたま家業に従事するため給与の支給が認められないということは不合理であるし、同族会社であっても家族に支払われる給料が妥当な限度内のものであれば損金に算入することが認められることとの権衡もあり、元来個人についてのみ必要経費として認められなかったのは主として事業と家計との分離が充分でなかったから」で

あるとされており⁽²¹⁾、この制度の創設当時は、専従者控除額について限度額が設けられていたが、その後の数次の改正を経て、昭和 42 年度の税制改正により限度額方式が廃止され、完全給与制に改められたのである。

これに対して、白色申告者に専従者控除が認められたのは、昭和 36 年度 の税制改正においてであるが、白色申告者については、一般的に企業と家計が分離されておらず、また給与の支払の慣習もないので、個々の家族に対する給与の支払の事実を確かめて、その支給額を必要経費に算入することは不適当と考えられるので、一定の外形的な基準のもとに事業専従者を認定し、実際に事業専従者に給与の支払がなされたか否かにかかわらず、概算的に一定額を事業所得等の計算における特別の控除として制度上認めることとされたのである(22)。

上記のような青色事業専従者給与と白色申告者の事業専従者控除の沿革等をみると、個人の場合、家族に支払われる給料が必要経費に認められなかったのは、「主として事業と家計との分離が充分でなかったから」であり、昭和27年度の税制改正により青色申告者の専従者控除制度が創設されたのは、青色申告制度の普及のための誘引策というのが主たる目的であったとしても、昭和42年度の税制改正により完全給与制に移行したのは、青色申告制度が普及し、記帳慣行も定着し、青色申告については、企業と家計がきちんと分離されていると認められるようになったからといえるからと考えられる。

そうであれば、平成 23 年度の税制改正において、白色申告者に全面的に記帳義務が課されることになったわけであり、また、青色申告者の記帳が、①正規の簿記によるもの、②簡易な簿記によるもの、③現金主義によるものの3つの態様が認められているのに対し、白色申告者の記帳が、青色申告者の②の簡易な記帳よりは簡易なものでよいとされてはいるものの、③の現金主義による記帳よりは記載事項は詳細なものになっているのであるから、青色申告と白色申告とで、事業専従者の取扱いに差異があることは合理的では

⁽²¹⁾ 武田昌輔監修「コンメンタール所得税法」第3巻4214頁。

⁽²²⁾ 武田・前掲注(21)、4215 頁。

ないと考える。

もちろん、今回の改正により、白色申告者の記帳水準がどの程度になるのか、また、専従者の実態等をきちんと踏まえる必要はあるが、白色申告者にも記帳慣行がきちんと定着し、記帳水準も青色申告の簡易な簿記による記帳と同程度の水準となり、事業と家計とがきちんと分離されていると認められるようになれば、白色申告者の事業専従者について、青色申告と同様、完全給与制に移行しても問題ないと考える。

3 青色申告制度の廃止論について

昭和 23 年度の税制改正において、個人の白色申告者に全面記帳義務化が図られ、法人の場合には、記帳慣行がおおむね定着しており、青色申告の普及割合も実働法人に限ればほぼ100%に近い状況にある。これらの税制の動向や企業の実態からみると、青色申告と白色申告との間の差異が縮小し、両者を区別する意義が相対的に薄れてきているとみることができる。また、記帳に基づいて算定した適正な所得を申告しなければならないという原則論からみれば、青色申告と白色申告という二重の申告制度には問題がないとはいえない。このような観点から、青色申告制度の存在意義に疑問があるとして、同制度を廃止すべきであるという意見がある。

青色申告制度の存続の是非について、日本税理士連合会税制審議会の「青色申告制度のあり方について一平成23年度諮問に対する答申一」では、「所得税における青色申告制度は、導入の経緯や当初の立法目的からみて、個人事業者に記帳慣行が定着するまでの過渡的なものと考えられていたことは明らかである。したがって、すべての事業者において一定レベルの記帳が行われているのであれば、青色申告制度を廃止することとして問題はない。しかしながら、継続的な事業体として組織されている法人と異なり、個人事業の場合には開廃業が頻繁に生じ、一身専属的な事業も少なくない。このため、記帳の水準を一定レベルに維持することが困難であるという事情がある。また、新たに事業を開始したような場合には、一定の期間を経て記帳レベルが

向上する例もある。こうした状況を勘案すれば、適正な申告を担保するための税制として、また、記帳水準を向上させるインセンティブとしての青色申告制度は依然として重要な役割を担っていると考えられる。所得税における同制度は、事業者の記帳水準を向上させる手段として、当面は存置することが適当である。将来的にはすべての事業者に同一レベルの記帳義務を課した上で青色申告制度を廃止し、申告方法を一元化することが望ましい」(23)と述べられている。

この点については、前述したとおり、法人の青色申告割合が90%超であるのに対し、個人の青色申告割合が、昭和50年に50%を超えてからほとんど変わっておらず、平成21年分の青色申告割合は56%と頭打ち状態となっていることを踏まえれば、少なくとも、個人については、現時点で青色申告制度を廃止することは時期尚早であり、記帳水準を向上させるインセンティブとして、青色申告制度は、依然として重要な役割を果たしており、当面は、青色申告と白色申告について、記帳水準に応じた体系的な見直しを行っていきながら、記帳慣行が定着するまでは、存置しておくことが適当であると考える。

4 記帳義務履行のための担保措置等

現在、我が国においては、記帳・帳簿等保存義務違反があった場合には、 青色申告の場合には青色申告の承認が取り消され、白色申告の場合には、推 計課税を行うことができることとされている。しかしながら、青色申告の承 認が取り消されるといっても、それは単に青色申告の特典が受けられなくな るだけにすぎないわけであり、また、推計課税が行われることが担保措置と なっているといっても、実際に推計課税が行われる場合、税務当局が算定し た実額近似値により課税されるわけであるが、限られた資料等に基づく推計 であるため実額を下回る課税がなされるケースは少なくないと思われる。さ

⁽²³⁾ 日本税理士連合会税制審議会・前掲注(20)、4頁。

らに、悪質な納税者においては、記帳等義務違反に対する罰則等の直接的な 制裁措置がないことを奇貨として、記帳もしない、帳簿等や原始記録等の保 存もしないで事実に反する不正な申告を行って税負担を免れ、たとえ税務調 査を受けても正確な所得の把握はできないと考えている者やことさらに調査 に非協力であったりする者が現実にいることもまた事実である。

もちろん、事実を隠ぺい・仮装し、その隠ぺい・仮装したところに基づき申告書を提出していた場合には、重加算税を賦課することとされているが(国税通則法 68 条 1 項、2 項)、この「隠ぺい・仮装行為」は、客観的に見て隠ぺい・仮装と判断されるものであれば足り、納税者の故意まで要求しているものではないとされている(24)。例えば、所得があるにもかかわらず故意に申告しなかったり、収入金額等の一部を帳簿に記載しないで過少申告したりしたことが、重加算税の規定の文理解釈上その賦課要件を充足するか否かについては疑義のあるところであり、さらに、隠ぺい・仮装の事実を残さないため最初から記録等を残さないで申告する、あるいは所得の一部をつまんで申告する、いわゆる「つまみ申告」が、重加算税の賦課要件を満たすか否かも文理解釈上問題となるところであるが、最初から記録等を残しておかなかった場合には、記録を残さないことのみで隠ぺいの要件を満たしていると解することはできないと考えられている(25)。

このように、重加算税の取扱い上、記帳等に基づいて申告した者が記帳等のない者に比べて不利益な結果となるのは、申告納税制度の維持を目的とした重加算税の趣旨に反し、申告納税制度の下における本来の適正な申告書提出の担保として機能しないだけでなく、記帳等が存在するために重加算税の認定がされやすいといった誤った解釈を招き、「なまじ帳簿をつけ記録を保存していると重加算税が賦課されるが、何も記録を残さなければ重加算税の賦課は免れるという税の執行に対する批判(皮肉)」(26)となっていると言われ

⁽²⁴⁾ 最高裁昭和62年5月8日第二小法廷判決(訟月34巻1号14頁)。

⁽²⁵⁾ 品川·前掲注(2)、328 頁、329 頁。

⁽²⁶⁾ 品川·前掲注(2)、359 頁。

ているのである。

結局、このようなことが起きる要因の一つは、記帳等義務違反に対する罰則等の直接的な制裁措置がないからであり、諸外国と同様、記帳等義務違反に対する罰則等の直接的な制裁措置を設けるべきとの考え方も、もちろんあり得よう。しかしながら、昭和 59 年度の税制改正で記帳・記録保存制度が導入された際に、記帳等義務違反に対する罰則等の直接的な制裁措置を導入することが見送られたのは、「実地調査の割合が低いことから、不公平を招くおそれがあるほか、我が国の小規模事業者等の記帳の現状等を考慮」(27)したという理由であるが、この理由は、白色申告者の全面記帳義務化が図られた平成 23 年度税制改正の時点においても、実地調査の割合は依然として低く(28)、記帳状況も、パソコン等の普及により容易に記帳を行いうる環境が整ってきたとはいえ、小規模零細事業者等の記帳の現状等はあまり変わったとはいえないと思われる。したがって、我が国の現在の記帳状況等や(罰則等を科さなければならないほどの犯罪なのか?という)記帳義務違反に対する国民の認識等を踏まえると、現時点においては、記帳等義務違反に対する罰則等の直接的な制裁措置を導入することはできないと考える。

しかしながら、記帳義務等を履行するための何らかの担保措置を早急に導入しなければ、我が国の申告納税制度の健全な発展は望めないと考えるので、次章においては、我が国における概算課税について概観し、第3章においては、諸外国において記帳義務等を履行させるためにどのような担保措置を採っているかということを中心に検討し、第4章では、我が国における記帳等義務違反に対する制裁措置として位置付けられている現行の推計課税の現状及び問題点等について、検討することとする。

⁽²⁷⁾ 政府税制調査会·前掲注(14)、36 頁。

⁽²⁸⁾ 平成 22 年度の調査等接触率の割合は 9.7% である。

第2章 我が国における概算課税

我が国の所得税における概算課税の代表といえば、給与所得控除であるが、現行の事業所得等に係る概算経費控除の特例としては、①社会保険診療報酬の所得計算の特例(措法 26 条)、②家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例(措法 27 条)、③山林所得の概算経費控除(措法 30 条)がある。本章では、第1節において、現行法における概算課税について概観するとともに、第2節においては、昭和 40 年代の終わりごろまで税務当局が使用していた所得標準率について、その意義等を検討することとする。

第1節 現行法における概算課税

1 給与所得控除(所法28条3項)

(1) 現行制度の概要

給与所得とは、俸給・給料・賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいう(所法 28 条1項)こととされており、それは、勤労性所得(人的役務からの所得)のうち、雇用関係又はそれに類する関係において使用者の指揮・命令のもとに提供される労務の対価を広く含む観念であり、非独立的労働ないし従属的労働の対価と観念することができる(29)。所得税は、原則としてその年中の収入金額から必要経費を控除して所得金額を算出することとされているが、給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から、収入金額の応じた給与所得控除額を控除した残額とされている(所法 28 条 2 項、3 項)。

なお、給与所得者が「特定支出」(30)をした場合において、その年中の特

⁽²⁹⁾ 金子・前掲注(7)、209頁。

⁽³⁰⁾ 特定支出とは、①通勤費、②転勤費、③研修費、④資格取得費(平成24年度税制 改正において、職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費 が追加)、⑤単身赴任者帰宅旅費、⑥勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費等の支 出で、その支出がその者の即無の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により

定支出の合計額が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超えるときは、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することができることとされている(所法 57条の2)⁽³¹⁾。

- ① その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円以下である場合 その年中 の給与所得控除額の 2 分の 1 に相当する金額
- ② その年中の給与等の収入金額が 1.500 万円を超える場合 125 万円

(2) 給与所得控除の性格等

給与所得控除がはじめて設けられたのは、大正2年の所得税法の改正に おいてであり、当初は、「勤労所得控除」として創設されたものである。そ の後、給与所得控除の改正は、何度も行われたが、現在のような控除の仕 組みに改められたのは、昭和49年度の税制改正においてである。

給与所得控除の性格については、政府税制調査会の答申を見ると、当初、その性格は、①勤務に伴い必要となる経費の概算的な控除、②資産所得と比べた担税力の低さへの調整、③他の所得に比べて正確に捕捉されやすいことへの調整、④給与所得は源泉徴収されるため申告納税より早期納税することへの金利調整という4つの点を根拠としていた(32)。その後、時代背景に沿って変化し、近年は、給与所得者にかかる「勤務費用の概算控除」と被用者特有の事情に配慮した「他の所得との負担調整のための特別控除」という2つの性格を有しているものと整理され、この特別控除については、「端的には給与所得の担税力が弱いことに対する配慮である」とし、給与所得控除を分ける場合、「具体的にどのように分けるかについては、必ずしも客観的な基準があるわけではなく、給与所得控除額の各々2分の1相当額部分をもって概算控除部分と特別控除部分とすることが適当」であるとされ(33)、平成15年6月の政府税制調査会答申(「少子・高齢社会における

証明がされたもの。平成24年度税制改正で追加)をいう。

⁽³¹⁾ 平成 24 年度税制改正において特定支出控除制度の見直しが行われ、平成 25 年分 以後の所得税について適用することとされている。

⁽³²⁾ 政府税制調查会「臨時税制調查会答申」(昭和31年12月)49頁。

⁽³³⁾ 政府税制調査会「税制の抜本的見直しについての答申」(昭和61年10月)31頁。

税制のあり方」)では、「給与所得控除については、勤務に伴う経費の概算 控除として明確化すべき」とされている⁽³⁴⁾。

そして、平成 23 年度税制改正大綱においては、「この『勤務費用の概算控除』と『他の所得との負担調整のための特別控除』という 2 つの性格について、それぞれ給与所得控除の 2 分の 1 ずつであることを明確化した上で、給与所得控除の見直しを行う」こととされているのである。

(3) 大島訴訟について

特定支出控除制度は、昭和 62 年9月の税制改正により創設されたものであるが、それまでは、概算経費控除の意味で給与所得控除のみが認められており、そのため、給与所得についても事業所得の場合と同様に実額による必要経費の控除を認めるべきといった意見や、実額による必要経費の控除を認めないのは、事業所得に対する関係で給与所得を不当に差別するものであり、憲法 14 条1項に違反するといった見解が主張され、これを代表するのが「大島訴訟」であった(35)。

最高裁判所は、①給与所得の場合には必要経費の範囲が不明確であるうえ、給与所得者の数がきわめて多いため、実額による経費控除を選択的にであれ認めることは実際上困難であり、また実額控除を認めると各人の主観的事情や立証技術の巧拙によってかえって不公平を生ずるおそれがあることにかんがみると、給与所得について実額控除を排し、給与所得控除の形で概算控除のみを認めることとしたのは、立法目的として正当であること、②給与所得の必要経費の全額が一般に給与所得控除の金額を明らかに上回ると認めることは困難であり、したがって給与所得控除の金額は給与所得の必要経費の金額との対比において明らかに相当性を欠くとはいえないこと、を理由として、給与所得の計算において実額による経費控除を認めなくても憲法 14条1項に違反しない(36)旨を判示したのである。

⁽³⁴⁾ 政府税制調査会「少子・高齢社会における税制のあり方」(平成15年6月)6頁。

⁽³⁵⁾ 金子・前掲注(7)、214 頁。

⁽³⁶⁾ 最高裁昭和 60 年 3 月 27 日大法廷判決(民集 39 巻 2 号 247 頁)。

2 社会保険診療報酬の所得計算の特例(措法 26条)

(1) 現行制度の概要

この特例は、医業又は歯科医業を営む個人が支払を受ける社会保険診療報酬による事業所得の金額の計算に当たっては、年間の社会保険診療報酬の支払を受けるべき金額が5,000万円以下であるときは、その診療による費用として、以下の表のとおり、その支払を受ける社会保険診療報酬の金額に区分して、それぞれ以下に掲げる法定の概算経費率を乗じて計算した金額の合計額を、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することを選択することができるという制度である。

社会保険	概算経費率	
	2,500 万円以下の部分	72%
2,500 万円超	3,000 万円以下の部分	70%
3,000 万円超	4,000 万円以下の部分	62%
4,000 万円超	5,000 万円以下の部分	57%

(2) 制度の沿革等

この特例は、昭和 29 年に、社会保険診療報酬の適正化が実現するまでの暫定措置として創設されたものであり、当初は、医業又は歯科医業を営む者に対して、社会保険診療報酬の多寡にかかわらず、一律にその 72%相当額を必要経費として認めるものであった。

このような医師優遇税制については、不公平税制として、税制調査会において、早急に是正するように繰り返し答申され、昭和49年10月の「社会保険診療報酬課税の特例の改善に関する答申」において、検討の方向が示され、その後も、繰り返し是正すべきとの答申が出され、昭和54年度の税制改正において、社会保険診療報酬の金額を5段階に区分し、それぞれの金額に所定の経費率を乗じて計算した金額の合計額とする改正が行われ、さらに、昭和63年12月の税制改革の一環として、課税の公平を一層

促進する観点から、年間の社会保険診療報酬の支払を受けるべき金額が 5,000万円を超えるときは、この特例を適用しないこととされたのである。

(3) 会計検査院からの指摘

この特例については、平成 23 年に、会計検査院からも、特例の概算経費率と実際経費率に開差があることにより多額の措置法差額⁽³⁷⁾が生じていたり、特例適用者のほとんどが実際経費を計算した上で、概算経費と比較して有利な方を選択していたりしている事態は、特例の適用を受けることができない他の事業所得者との間で公平性が大きく損なわれていると認められ、改善を求められており((参考資料2)参照)、平成 24 年度税制改正大綱の検討事項⁽³⁸⁾とされているところである。

(参考資料2) 平成23年10月28日 会計検査院の意見表示(抄)

- 「2 本院の検査結果
 - (2) 概算経費と実際経費の状況等
 - ア 概算経費率と実際経費率との開差の状況

特例適用者延べ1,929人のうち、青色申告決算書等において実際 経費を計算していた者(以下、これらの特例適用者を「実額計算者」 という。)は延べ1,654人(85.7%)となっていた。

そして、実額計算者について、社会保険診療報酬の金額別に4階層に区分し、各階層における概算経費率と実際経費率のそれぞれの平均値をみると、表6のとおり70.4%及び51.5%となっていて、その開差は18.8 ポイントとなっていた。

⁽³⁷⁾ 特例により計算した概算経費と実際経費との差額。

⁽³⁸⁾ 平成 24 年度税制改正大綱の検討事項として、「会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例にかかる租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処置の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成 25 年度税制改正において検討することとします。」とされている。

社会保険診療報酬	実 額 計 算 者 (人)	概算経費率 の 平均値 (a)	実際経費率 の平均値 (b)	開 差 (a)-(b)
総数(延べ)	1,654	70.4%	51.5%	18.8%
2,500 万円以下	566	71.9%	53.6%	18.3%
2,500 万円超 3,000 万円以下	191	71.8%	51.1%	20.6%
3,000 万円超 4,000 万円以下	438	70.4%	51.7%	18.6%
4,000 万円超 5,000 万円以下	459	68.0%	49.0%	19.0%

表6 実額計算者に係る概算経費率と実際経費率の状況(平成20、21両年分)

(注) 「概算経費率の平均値」は、個々の実額計算者の概算経費を社会保険診療報酬の金額で除して計算した率の全体の平均値であり、「2,500万円以下」階層の値71.9%は、端数処理の関係で表1の同階層の経費率72%と一致しない。

また、実額計算者延べ1,654人について、概算経費率と実際経費率の開差を階層別にみると、表7のとおり、開差が20%以下の者で全体の6割超を占めていたが、一方で開差が30%超の者も全体の2割超を占めていた。

表 7 概算経費率と実際経費率の開差の階層別状況(平成 20、21 両年分)

開	差	実額計算者	全体に占める	5構成割合
5%以下	•	245 人	14.8%	
5%超	10%以下	261 人	15.7%	C1 00/
10%超	15%以下	261 人	15.7%	61.0%
15%超	20%以下	242 人	14.6%	
20%超	25%以下	156 人	9.4%	
25%超	30%以下	152 人	9.1%	
30%超	35%以下	125 人	7.5%	
35%超	40%以下	81 人	4.8%	
40%超	45%以下	51 人	3.0%	20.3%
45%超	50%以下	38 人	2.2%	
50%超		42 人	2.5%	
合	計	1,654 人	100.0%	

前記のとおり、本院は、平成 15 年度決算検査報告において、概 算経費率と実際経費率のそれぞれの平均値の開差が 18.3 ポイント となっている状況を記述したところであるが、今回の検査において もその開差は18.8 ポイントとなっていて、同様の事態が継続してい ることが認められる。

イ 税額軽減の状況

概算経費と実額経費の差額(以下「措置法差額」という。)をみる と、表8のとおり、2年分で計95億3,007万余円となっていた。 このうち、措置法差額が1,000万円を超える者は延べ294人となっ ていた。

表8 措置法差額等の状況 (平成20、21両年分) (単位:人、万円)

社会保険診療報酬	実 額計算者	概算経費 の 計 (a)	実際経費 の 計 (b)	措置法 差額の計 (a)-(b)	措置法 差額が 1,000万円 以上の者
総数 (延べ)	1,654	3,519,972	2,566,964	953,007	294
2,500 万円以下	566	685,330	515,333	169,997	10
2,500万円超 3,000万円以下	191	377,198	269,482	107,715	22
3,000万円超 4,000万円以下	438	1,068,712	784,102	284,609	112
4,000万円超 5,000万円以下	459	1,388,730	998,045	390,684	150

このように、概算経費率と実際経費率に開差があることにより多 額の措置法差額が生じている状況は、税負担の公平性の見地から適 切とは認められない。

そして、実額計算者延べ1.654人は、概算経費を必要経費として 所得金額の計算を行っていて、合計所得税額は40億796万余円と なっているが、これを実際経費に基づき推計すると 72 億 1,906 万 余円となり、その開差は32億1,109万余円となる。

これを事例で示すと次のとおりである。

<事例>

診療所を経営する医師Aは、平成21年分の申告に当たり、医業収入5,460万余円のうち社会保険診療報酬4,909万余円について、実際経費を872万余円と計算している。一方、特例による概算経費を3,288万余円と計算していて、概算経費を必要経費として所得金額の計算を行い所得税額を693万余円と算出している。上記について、実額経費に基づき所得税額を推計すると1,659万余円となり、その開差は966万余円となる。

(3) 事務処理の負担の軽減状況

特例適用者延べ1,929人について、実際経費の計算等の状況をみると表9のとおりとなっており、前記のとおり、延べ1,654人は実額計算者であり、特例適用者の85.7%が実際経費の計算を行っている状況となっていた。そして、これらの者はいずれも実際経費と概算経費を比較して概算経費が有利なために特例を適用していた者である。

さらに、実額計算者延べ1,654人のうち実額計算の計算を行わなければならない自由診療収入のある者は延べ1,592人(96.2%)、申告書の作成等の事務を税理士に依頼していた者は延べ1,396人(84.4%)となっていた。また、青色申告者、白色申告者別に見ると、申告に際して損益計算書等の提出が義務付けられている青色申告者は特例適用者延べ1,929人のうち延べ1,628人とその大部分を占めており、その中で実額計算者は延べ1.479人(90.8%)となっていた。

	特例	(a) のうち	(b) の う ち	(b)のうち申告書の作
青色申告者•	適用者	実額計算者	自由診療収入	成等を税理士に依頼
	週/11/日	大阪町発生	のある者	して行っていた者
白色申告者の別	(a)	(b)	(c)	(d)
		((b)/(a))	((c)/(b))	((d)/(b))
青色申告者計(延べ)	1,628	1,479	1,437	1,305
月巴中古石計 (延八)		(90.8%)	(97.1%)	(88.2%)
白A由生学社 (スエ゚ベ)	301	175	155	91
白色申告者計(延べ)		(58.1%)	(88.5%)	(52.0%)
A ⇒ (7.7 ×)	1,929	1,654	1,592	1,479
合 計 (延べ)		(07.50/)	(00.00/)	(04.40/)

(単位:人)

(84.4%)

表 9 実際経費の計算等の状況(平成20、21両年分)

このように、特例適用者のほとんどが実際経費を計算した上で、概算経費と比較して有利な方を選択して申告している現状からみると、申告書等の作成事務上は、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の目的は達成されているとは認められない。

(85.7%)

(96.2%)

3 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例(措法 27条)

(1) 現行制度の概要

この特例は、家内労働者等(家内労働者、外交員、集金人など特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行う個人)の事業所得又は雑所得の所得金額の計算については、これらの所得の金額の計算上その総収入金額から控除する必要経費が 65 万円未満となるときは、実際の必要経費がなくても、最低 65 万円までの必要経費を認めることとするものである。

(2)制度の沿革等(39)

この特例は、家庭の主婦が内職をする場合とパートで働く場合とで、同 じ 90 万円~100 万円程度の収入金額であっても、所得金額に差が生じる (前者は事業所得又は雑所得となるのに対し、後者は給与所得となり給与

Ξ.

⁽³⁹⁾ 武田昌輔監修「コンメンタール所得税法」第6巻5002頁以下。

所得控除の最低保障額が控除される)ことから、両者の間のバランスを図るべきであるとの議論を踏まえ、「昭和 63 年分の所得税の臨時特例に関する法律」(昭和 63 年8 月法律第 85 号)により、昭和 63 年分の所得税に関する特例として導入され、昭和 63 年 12 月の税制改革に伴う所得税減税の一環として、租税特別措置法に規定(昭和 63 年 12 月法律第 109 号による改正)され、創設されたものである(平成元年分の所得税から適用)。

この特例の適用対象者となる「家内労働者等」とは、以下のような者を いうこととされている。

- ① 家内労働法2条2項に規定する家内労働者に該当する個人であり、具体的には、物品の製造、加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体、販売又はこれらの請負を業とする者から、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品(物品の半製品、部品、付属品又は原材料を含む。)について委託を受けて、物品の製造、加工、改造、修理、浄洗、選別、包装又は解体に従事する者であって、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものである。
- ② 外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者(措令18条の2)である。

この「特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者」という場合の「特定の者」は、必ずしも単数の者をいうのではなく、人的役務の提供先が特定している限り複数の者であっても差し支えないが、人的役務の提供先を広く募るなど、その業務の性質上、不特定の者を対象として人的役務の提供をする場合における人的役務の提供先は「特定の者」に当らないこととされている。したがって、「特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者」には、損害保険代理業やクリーニングの取次業、写真現像焼付の取次業、宅配便の取次業を行う者は含まれるが、学習塾経営者や弁護士、税理士は含まれないことになる。

上記のとおり、この特例の適用対象者の対象となる業務は幅広いが、そ

もそもこの特例は配偶者控除の適用上のバランスに配慮するために創設されたものであるため、概算控除額が最高で給与所得控除の最低保障額(65万円)と同一となっており、通常、一定規模以上の収入金額がある場合には、実額による収支計算の方が有利となると考えられることから、制度の利用が実質的に制限されている状態となっているといえる。

4 山林所得の概算経費控除(措法30条)

(1) 現行制度の概要

この特例は、個人が、その年の 15 年前の年の 12 月 31 日以前から引き 続き所有していた山林を伐採又は譲渡した場合には、その伐採又は譲渡に よる山林所得の金額の計算上、総収入金額から控除すべき必要経費は、伐 採又は譲渡による収入金額(伐採又は譲渡に関して要した伐採費、運搬費 その他の費用を要したときは、当該費用を控除した金額)に概算経費率 (50%)を乗じて算出した金額とすることができることとするというもの である。

(2)制度創設の趣旨

山林所得は、山林をその取得の日から5年を超える期間保有した後伐採 又は譲渡したことによる所得で、一般的には長期間にわたり育成した立木 を譲渡することにより生ずるものであり、永年にわたり蓄積された所得が 一時に実現するものである点で、経常的に毎年発生する所得と異なる特色 を持っている。

そこで、所得税は、原則としてその年分の所得を総合し、これに超過累進税率を適用して計算することになっているが、山林所得については、投下資本の回収に長年月を要するといった性質にかんがみ、超過累進税率の適用を大幅に緩和する必要があるとの考慮に基づき、その他の所得から分離していわゆる五分五乗の課税方法により計算することとされている(所法 22条、89条)。そして、この山林所得の金額は、その年中の山林所得の総収入金額から必要経費を控除し、その残額から山林所得の特別控除額(最

高50万円)を控除して計算することとされている(所法32条)。

この場合の山林所得の金額の計算上控除される必要経費は、①植林(取得)から譲渡(伐採)直前までに要した費用、②譲渡(伐採)のために要した費用、③別段の定めにより必要経費に算入される費用に分類されるが、これらの必要経費のうち、①の費用は、山林の取得(植林)から譲渡までに長い年月を経るときには、その間の費用を明確に把握することは困難であると考えられ、また、その間における貨幣価値の変動を考慮すると、実額費用の累積額を必要経費として控除する方式には問題があることから、納税者の便宜を考慮して、山林所得の金額の簡便な計算方法として、この概算経費控除制度が設けられたのである(40)。

(3)制度の沿革等

この特例は、昭和 32 年の租税特別措置法の全面改正の際に設けられ、 その後改正を経てきたものであるが、山林所得の計算の特例制度としての 概算経費控除の原型は、昭和 28 年に設けられたものである。

概算経費率の算定に当たっては、所得税法が昭和 27 年 12 月 31 日以前から引き続いて所有していた山林の所得金額については、その山林の山林所得の金額については、その山林の昭和 28 年 1 月 1 日の相続税評価額を基礎として計算することとされていることから、これを前提として算式に従って計算されていたが、法文上は明らかではなかったことから、昭和 40 年度の税制改正において、概算経費率は、昭和 42 年 12 月 31 日までに伐採又は譲渡した山林については、その山林の昭和 28 年 1 月 1 日における相続税評価額及び同日以後における通常要すべき管理費その他の必要経費を基礎として、また、昭和 43 年 1 月 1 日以後に伐採又は譲渡した山林については、その伐採し、又は譲渡した日の属する年の翌年の 15 年前の年の1月1日における相続税評価額及び同日以後において通常要すべき管理費その他の必要経費を基礎として、大蔵大臣が定めることが明定された。

⁽⁴⁰⁾ 武田·前掲注(39)、5002 頁以下。

この概算経費率は、昭和 49 年以前は、毎年大蔵大臣がその割合を定め、 これを告示することとされていたが、昭和 50 年以降は、措置法規則で定 めることとなった。

昭和28年以降の概算経費率を示すと、以下のとおりである。

	昭和 28 年	29年	;	30年	31 年		32・33 年	≣ 3	84 年
概算経費率	37%	38%		43%	38%		32%	9	81%
昭和 35~38 年	39年	40年	4	41年	42 年	Ę	43~45 4	F 46	• 47 年
30%	33%	32%		30%	26%		30%	Ę	33%
昭和 48・49 年	50~59年	60 • 61	年	62~平	成8年	9	~17年	18	年~
30%	30%	35%		40	%		45%	50)%

第2節 所得標準率

1 所得標準率の意義等

我が国の申告納税制度は、昭和 22 年度の税制改正により、それまでの賦課課税制度に代わって全面的に採用されたものである。しかしながら、当時の納税者は、長い間、賦課課税制度に慣れてきたためか、直ちにこの制度を受け入れられる状況ではなく、しかも、当時の経済社会が戦後のインフレ混乱期に当たっていたなどのため、当時の納税者の多くは、申告納税制度の基本的前提である収入、支出に関する帳簿を備え付けていないか、又は帳簿が備え付けられていても、記帳の内容についての信ぴょう性に欠けたり、あるいは、調査の際その提示を拒否するといった状況であり、自主的に申告する所得金額は、実際の所得金額よりも著しく過少であるものが多く、一方、税務官庁も相次ぐ増税のため膨張した課税人員に対して、限られた税務職員でこのような過少申告を是正することのみに追われ、申告納税制度の基本的な

前提条件である記帳や申告手続等についての指導を行うこともできなかった 状況だったのである。

このような記帳をしない、又は記帳があっても、その内容についての信ぴょう性に欠ける納税者に対しては、推計課税の必要が生じ、税務官庁は、限られた税務職員で、適正な課税の実現を図るために、何らかの方法で、手間ひまをかけない、公正妥当な基準の設定が要求されていたのである。

このような状況の下で、昭和 24 年に来日したシャウプ税制使節団は、我が国の税制をあらゆる角度から調査するとともに、その調査結果を「日本税制報告書」(いわゆるシャウプ勧告)として公表し、この報告書において、シャウプ税制使節団は、当時の我が国の税務行政の実情を以下のように認識するとともに、申告納税制度の推進を図るべき施策として青色申告制度の創設を勧告したのである。

すなわち、「申告納税制度の下における適正な納税者の協力は、かれが自分の所得を算定するため正確な記帳と記録をつける場合にのみ可能であるということは自明の理である。今日、日本における記帳は慨嘆すべき状態にある。多くの営利会社では帳簿記録を全然もたない。他の会社は有り余る程沢山もっていて、その納税者のみがどれが本当のものでどれが仮面に過ぎないものかを知っている。その結果は悪循環となる。税務官吏は正確な信用すべき帳簿がないから標準率およびその他の平均額を基礎とする官庁式課税による他はないと主張する。納税者は、また、税務官吏が帳簿を信用しないから、たとえかれらがそれをやる能力があっても、正確な帳簿をつけることは意味がないという。この循環は切断しなければならない。納税者が帳簿をもち、正確に記帳し、その正確な帳簿を税のために使用するように奨励、援助するようあらゆる努力と工夫を傾注しなければならない。」(41)と、当時の不十分な記帳の実情を指摘している。

また、正しい記録をつけるための税務官庁のなすべき誘引策として、「教育

⁽⁴¹⁾ シャウプ使節団「日本税制報告書」IV巻D56 頁。

と道具の提示だけでは恐らく不十分であろう。このような道具を納税者が利 用するように積極的に奨励する報酬を与えねばならない。一つの可能性は帳 簿記録をつける納税者には特別な行政上の取扱を規定することである。かく して、このような特別取扱を希望する納税者は正確な帳簿記録をつける意図 があることを税務署に登録する。これらの帳簿は税務署で認可された様式を 用いてつけられる。(中略) このように帳簿記録をつけている納税者は他の納 税者と区別されるように異った色の申告書を提出することを認められる。税 務署はこのような納税者がもしそのような帳簿記録をつけ、申告をこの特別 用紙ですればその年の所得を実地調査しない限り、更正決定を行わないこと を保証する。また、更正決定を行ったらその明確な理由を表示しなければな らない。他方、このような帳簿記録をつけない納税者は更正決定前に調査す ることが保証されず、標準率によって更正決定される。その上後者に属する 納税者は国税局に控訴することは許されない。(中略) このような帳簿を正直 につける納税者の数がその全部を調査するには多すぎることが分ればどの申 告が最も調査を必要とするかを決定するために標準率を使用する。しかし、 標準率に基づいて選定された申告書は更正決定を行う前に実地調査をされな ければならない。前記の制度はそれ故正確な帳簿をつける勧誘手段となるだ ろう。他の誘引策も考慮しなければならない。かように更正決定に関する標 準率は帳簿の欠如が税の軽減ではなくむしろ重課の可能性を意味する程度ま でに引き上げられるべきである。」(42)と指摘されているのである。

このようなシャウプ勧告を受けて、青色申告制度という納税者に対する記帳慣行のインセンティブとしての制度を整備し、執行面からも記帳指導等を通じたバックアップを行っていくわけであるが、実際に大多数の納税者に記帳慣行が定着するには長い年月を要するのであり、その間、少なからぬ事業所得者等が実額収支計算による正確な所得計算をなし得ないという状況にあったわけである。

⁽⁴²⁾ シャウプ使節団・前掲注(41)、D58 頁以下。

このような状況の下で、記帳をしない、又は記帳があっても、その内容についての信ぴょう性に欠ける場合に、実額の収支計算による所得金額の計算が不可能あるいは困難だからといって課税を放棄することは公平負担の観点から許されないことから、合理的な標準率設定の要請に応え、昭和25年に、無作為標本抽出法に基づく算術平均による中央値を所得標準とするよう全国的な統一が図られたのである。

2 所得標準率を用いた所得計算方法等

この税務当局が作成した所得標準率表は、営庶業所得者等の年間総収入金額又は売上金額に対する所得の比率(差益率、所得率等)の業種別一覧表であり、①営庶業所得の算定に用いる「商工庶業所得標準率表」と②農業所得の算定に用いる「農業所得標準率表」の2種類があった。

所得標準率を用いた事業所得の計算は、一般的には、調査により把握した 収入金額等を基礎として、これに標準率を適用して計算された算出所得金額 から標準外経費(雇人費、貸倒金、不動産賃貸料等)を控除し、専従者控除 額があれば、さらに控除して得た金額を所得金額として算定するというもの ものであった。

標準率とは、「一般的に同質的と考えられる集団についての標準的(平均的) 比率であって、それをもってその集団を代表させまたはその集団に属する 個々のものを一律に律することのために用いられるもの」(43)であり、納税者 個別の事情は捨象されざるを得ないことから、捨象してもよいものに限定さ れた上で求められた比率であるといえる。そこで、標準率を用いた所得計算 においては、納税者個別の状況を勘案するために標準外経費を別途差し引く という方法が採られたのである。

_

⁽⁴³⁾ 山田勇・江見康一・宮川公男「標準率検討結果報告書 商工庶業所得標準率の理論」(1969 年、非公刊) 17 頁。

3 所得標準率の性格

営庶業所得の算定に用いる「商工庶業所得標準率表」は、その内容が非公 開とされていた。これは、当時の納税者一般の納税に関する意識ないし態度、 特に申告納税制度に対する理解と協力の程度並びに記帳の慣習の普及状況等 を考えると、記帳の煩雑さから逃れ標準率に依存して申告しようとする安易 な気持ちや事後調査や争訟を回避したい気持ちから、自己の所得金額又は収 入、売上金額が標準率によって算出した金額より相当低額であることが明ら かな場合以外は、一般的に標準率によって算出した金額で申告しようとする 風潮が生じ、正確な記帳をしようとする意欲が減退し、青色申告者が減少す るか少なくとも増加せず、そのため青色申告制度を中核とする申告納税制度 の発展が阻害されるおそれがある。特に実際の所得金額又は収入、売上金額 が標準率や効率によって算出した金額より高いことが明らかな場合は、前記 のような傾向が一層強まるとともに、青色申告であれば売上の圧縮、架空経 費の計上等の記帳の操作を行い、白色申告であれば帳簿書類を隠匿し、ある いは当初から記帳を行わないなどして、標準率に合せて過少申告するおそれ がある。しかも、そのような過少申告が行われた場合は、標準率が記帳額や 申告額の是非を検討する目安でもあったことから、実質的に過少申告の是正 ができないこととなるといったことから支持されていたものであると考えら れる。最高裁昭和52年12月19日第二小法廷判決も、標準率の公表の影響 について、「青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税 を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿され るべきものである」と指摘しているところである(44)。

これに対し、農業所得標準率は、全面的に公表されていたが、これは、毎年、作成段階において農業団体等から意見聴取が行われ、税務当局の恣意性を排除し、行政手続の適正な手続、すなわちデュー・プロセスの理念に沿っているものであったといえるものであり、しかも、その作成・公開が毎年、

⁽⁴⁴⁾ 最高裁昭和 52 年 12 月 19 日第二小法廷判決 (刑集 31 巻 7 号 1053 頁)。

反覆的かつ継続的に行われてきたことから行政先例のような存在であったともいえるが、「農業所得標準は、記帳のない農業所得者の便宜のために申告の目安として公開されているだけであり、農業所得の使用を強制しているわけではない。農家は、収支実額計算や他の合理的な推計方法による申告も行うことも可能である。」と説明されてきたように、その性質は、いわば「申告の目安」というべきものであったといえる。

このように、所得標準率は、当時の社会経済状況や納税者の記帳実態等を背景に、推計せざるを得ない納税者の推計課税の一手段として設けられたものであるが、昭和 59 年度の税制改正により、記帳義務制度が導入されたことから、商工庶業所得標準率は、昭和 63 年に廃止され、また、農業所得標準率は、大多数の農家が零細であり、しかも高齢者によって経営されているという実情に配慮することもあって、その後も作成されてきたが、平成 17 年分をもって完全に廃止されたのである。

第3章 諸外国における記帳義務違反等に対する 担保措置等

どこの国においても、記帳をしない者、帳簿等を保存しない者や調査に協力しない者、あるいは申告をしない者というのは、必ず存在する。そうした場合、課税を放棄するわけにはいかないので、何らかの方法で課税することになる。この章においては、諸外国において、このような記帳義務等違反者に対してどのような担保措置等を採っているかを中心に、ドイツ、フランス、アメリカの税制をみてみることとする。

第1節 ドイツ

1 概要

ドイツ所得税法1条1項によれば、内国に居所地又はその常居所を有する 自然人は、「所得税の無制限的納税義務を負う」と規定されており、この「無 制限的納税義務者」は、その内国及び外国のすべての所得、すなわち「全世 界所得」について、ドイツの所得税が課せられることになる。

ドイツにおける所得形態は、①農林業所得、②事業所得、③非自営(従属)業の所得、④自営業の所得、⑤資本所得、⑥賃貸所得、⑦その他の所得の7種類に分かれている。

ドイツの税率は、所得が増えるにしたがって計算式に基づいてなだらかに 税率が上昇する「方程式」方式の累進税率を採っている。

また、ドイツの課税単位は、個人単位課税又は夫婦単位課税の選択制となっており、夫婦合算課税を選択した場合には、夫婦の課税所得を合算し、その半額を税率表に適用して算出した税額を2倍する「二分二乗方式」を採用している。

なお、ドイツでは、賦課課税方式を採用しているが、賦課課税制度の下で も、納税者は申告しなければならない。納税者の申告なくして、税務署が全 納税義務者に賦課するのは不可能だからである。申告納税制度と異なるのは、 その申告は税額の確定効果を持たず、賦課処分のための資料としての役割を 有している点にある。したがって、税務署はその申告を参考にした上で、処 分をしなければならないことになる⁽⁴⁵⁾。

2 記帳義務等

ドイツでは、「正規に記帳された帳簿だけに証拠力がある」ないし「正規の 簿記だけが証拠力を享受する」とのテーゼのもとで、多くの記帳条件が順次 商法及び租税法に成文化され続けている。そして、その背景には「帳簿の証 拠力は商人の特権である」との思考が存在する⁽⁴⁶⁾。

ドイツの租税法の発展は、19世紀に商法の発展と平行して始まっているが、ドイツ商法典においては、すべての商人に記帳義務が課されていたが⁽⁴⁷⁾、租税法上の記帳義務がはじめて規定されたのは、1919年ライヒ国税通則法であり、税法上においても、ドイツ商法典に規定する正規の簿記の諸原則に基づく記帳義務が制定されたのである⁽⁴⁸⁾。

また、ドイツ国税通則法には、次のような「租税危殆行為」についての罰則規定が定められている(ドイツ国税通則法379条1項)。

- 「 故意又は重過失により次の各号のいずれかによって租税収入の削減を可 能にする者は、秩序違反を犯すものとする。
 - 1 事実関係について不正な証ひょう書を作成すること
 - 2 法律上記帳義務のある又は記録作成義務のある取引を記帳せず、又は

⁽⁴⁵⁾ 三木義一「世界の税金裁判」(清文社) 54 頁以下。

⁽⁴⁶⁾ 坂本孝司「租税法における記帳規定と簿記の証拠カードイツ 1919 年ライヒ国税通 則法及び 1977 年国税通則法を中心として一」(TKC税研情報7巻5号、6号) 2 頁。

^{(47) 2009} 年のドイツ会計基準近代化法の制定により、1985 年以来最大規模となるドイツ商法の改正が行われ、これまで商人は、原則「正規の簿記の諸原則」に基づいた商業帳簿の記帳が義務付けられていたが、今回の改正で、一部の小規模な商人は、記帳義務が免除された。

⁽⁴⁸⁾ 坂本・前掲注(46)、3頁。

事実関係について不正に記帳し、もしくはそのように記帳させること」この規定に定められている「不正な記帳及び不正な証ひょう」は、必ずしも「ほ脱罪」につながるとは限らないのであって、それは一般的にただ単なる「予備行為」を意味し、行為の開始は、それを税務官庁が基礎として使用した場合(例えば、調査の際に帳簿が税務官吏に提示された時)にその実行が着手されたとされるのである。つまり、この租税危殆行為の規定は、租税の削減のためだけに準備した行為又は怠慢を刑罰をもって威嚇することを事前に定めることによって、租税の不正を抑えようとするものなのである(49)。

3 推計課税とその実態

ドイツの推計課税は、標準率表が作成・公開されており、その標準率には幅があって、平均利益率だけでなく、最高利益率と最低利益率が併記されていて、納税者が記帳をきちんとしないといった租税法上の協力義務を履行しない場合には、高い利益率により推計課税が行われている。そして、平均利益率を用いる場合には何の説明もいらないが、それよりも高目か低目の率を用いる場合には、なぜその率を使うかという理由が必要であるが、どの率を用いるかは、ある程度、税務当局の裁量が認められているようである。

この標準率は、所得税法による法規命令により発せられたものであり、納税義務者に対して法的拘束力を有するもので、憲法裁判所は「当該平均標準率による課税であっても、実額課税の原則に反するものでない。」としている。 なお、推計方法には、我が国と同様、多様なものがあり、上記の標準率による推計のほか、①本人比較による推計、②売上金額に基づく推計、③金銭

ドイツは、日本と違って、賦課課税方式であるからかもしれないが、ドイツの推計課税は、かなり強行的というか、制裁的なものとなっており、納税者からも恐れられているようである。また、ドイツは、税務訴訟が非常に多

取引に基づく推計、④金庫不足額に基づく推計等がある(50)。

⁽⁴⁹⁾ 坂本・前掲注(46)、47 頁。

⁽⁵⁰⁾ 三木・前掲注(45)、52頁。

いと言われているが、このような推計課税が行われていることも、訴訟が多い要因の一つであると思われる。

(参考資料3) ドイツにおける個人の記帳義務制度等(未定稿)

(2010年1月現在)

記帳義務	○ 事業者のうち商人等に記帳義務がある。○ 上記以外の事業者、農林業者のうち、売上高等が一定額(注1)を超える者について記帳義務がある。(注1)例えば、売上高の場合は50万ユーロ(5,600万円)				
帳簿等保存義務	○ 租税申告書の提出義務者は、帳簿及びその他の必要な記録を保存する義務を有する。 保存期間は、帳簿、領収書等について 10 年間、その他の原始帳票等については6年間とされている。				
義務違反の	 ○ 故意又は過失によって不正な記帳を行い又は記帳を怠り、因って 租税のほ脱等の危険性を発生させた者は、秩序違反として過料(5 万ユーロ以下(560万円以下)を科される。 ○ 記帳不備・帳簿等保存義務違反がある場合、推計課税を行うこと が可能となる。 (以上「平成22年4月28日税制調査会納税環境整備小委員会第 7回提出資料」より抜粋) (参考)公表されている利益率の例(注2)(1998年) 				
場合の制裁等	世入に対する 売上に対する 売上に対する 売上に対する 売上率 (%) 粗利益率 (%) 純利益率 (%) 料理飲食業 売上 40 万マが以下 156 - 300 (203) 61 - 75 (67) 10 - 32 (21)				
40 万 (150 500 (203) 01 75 (07) 10 32 (21) 40 万 (150 203) 156 - 300 (203) 61 - 75 (67) 5 - 23 (14) (注 2) 三木義一「世界の税金裁判」(清文社)54 頁より Richtsatz-Sammlung 1998 S.25 ()内の数字は中央値。					

(備考) 邦貨換算レートは、1 ユーロ=112 円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成 22 年 (2010 年) 11 月中における実勢相場の平均値を用いた。

第2節 フランス

1 概要

フランス所得税法は、所得を①不動産所得、②商工業所得、③役員報酬、

- ④農林業所得、⑤給与所得、⑥自由職業所得、⑦投資所得及び⑧譲渡所得の 8種類に区分し、それぞれの所得区分ごとに所得の計算方法を定めている。
- 課税所得は、各種の所得ごとに計算された純所得の合計額から、各種の所得計算の段階で考慮されなかった障害者控除、保険料控除、寄付金控除などの諸控除を差し引いて計算されるが、日本の配偶者控除や扶養控除のような控除はなく、家族単位に所得を合算した上で、家族単位数により所得を分割した後に累進税率を適用し、求めた金額に家族単位数を乗じて税額を求めるN分N乗方式が採用されている(世帯合算分割課税)。

2 所得算定の方法及び推計課税等

フランスも、所得税は賦課課税方式を採っている。ただ、賦課課税方式といっても、「資料申告書」は税務当局に提出しなければならない。この「資料申告書」には、税額算定のために必要な収入金額、必要経費の額、家計費に関する詳細な内容が記載されていなければならない(租税一般法典 170条)(51)。

フランスにおける所得の算定方法について注目すべき制度に、「フォルフェ制度」があった。このフォルフェ制度は、実額課税制度ではないが、納税者からの課税資料の提出など納税者の協力や納税者との協議を経て、法律の定めに従って、総合的に所得を算定するものであり、税務当局が単独で行う推計課税とも異なるものであったが、1999年1月1日をもって廃止することとされたのである。

フランスにおける推計課税には、2種類の職権による推計課税制度が法定

⁽⁵¹⁾ 湖東京至「我が国における推計課税制度の現状とフランスにおける推計課税制度」 静岡大学法政研究5巻1号6頁。

されている。「職権課税制度」と「職権見積課税制度」であり、いずれの制度によっても税務当局は推計によって課税所得を決定することができるが、その場合、「推計課税移行の要件」が法定されていることが特徴である。両者の相違点は、「職権課税制度」は、納税者の無申告が推計への移行の要件となるため、納税者に申告のしょうようを行った後でなければ推計への移行ができないのに対し、「職権見積課税制度」は、税務調査が調査妨害等により実施できなかった場合、直ちに推計への移行が認められている強権的な推計課税制度なのである。もっとも、「職権見積課税制度」にも2つの制度があり、一つは事業所得者、庶業所得者、不動産所得者が年度損益計算書等を法定期限内に提出しなかった場合に適用される。この場合、事業所得者及び庶業所得者については、「職権課税制度」と同様、あらかじめ損益計算書提出のしょうようが行われる。もう一つは、当該納税者又は第三者による調査妨害等があったときで、この場合は申告書等の提出しようようが行われないまま推計へ移行するのである(52)。このような調査妨害があった場合に認められる「職権見積課税制度」による推計課税制度は、極めて異例な制度といえる。

3 フォルフェ制度について

フォルフェ制度は、1917年、フランスが近代的所得税制を採用するのと同時に創設されている。これについては、「フォルフェ制度がこのように個人の所得算定のために導入された背景としては、当時、未だ個人企業では会計帳簿の作成が普及していないことと所得税に対する反感を減らすことにあったと考えられる。特に帳簿作成という会計慣行の未発達がフォルフェ制度導入の主な原因」(53)であり、「フランスでは所得税が個人の内的事情に干渉するものであり、自由権を侵害するものであると考えられていたために、なかな

⁽⁵²⁾ 湖東・前掲注(51)、5頁。

⁽⁵³⁾ 伊藤悟「フランスにおけるフォルフェ制度-所得税を中心に-」日本大学大学院 研究年報第12号(1982) 4頁。

か所得税が成立しなかった」(54)と指摘されているように、所得税の制度化に当たり、個人の内的事情への干渉及び自由権の侵害をできるだけ回避できるような妥協的な仕組みが必要とされたことによるものと考えられる。

フォルフェは、その性質上、「契約フォルフェ」と「法定フォルフェ」に大別される。契約フォルフェは、納税者が提出した家族数や家賃などに関する個人的情報と売上高、仕入高、在庫数量等の業務上の情報及び税務当局が独自に収集した情報から課税標準額を一次的に評価し、納税者との協議を行う。この協議において、納税者はあらゆる適正な方法を用いて交渉することができ、協議が成立した場合は、フォルフェが確定するが、協議が不成立の場合は、直接税及び取引高税県委員会により課税標準額が確定され、これに不服の場合は、納税者は訴訟によって争うことができる。

これに対し、法定フォルフェとは、課税物権と密接な関係を持つ法定の資料に基づき課税標準額の評価を行うものである。

商工業所得者に適用されるのは、契約フォルフェであり、フォルフェが適用される商工業所得者は、事業や生活状況に関する特定の項目について記載した特別申告書を提出する義務と仕入明細及び請求書等に基づいて簡易な帳簿を作成する義務を負い、フォルフェ決定のための資料を提出しなければならないこととされている。しかし、完全で適正な帳簿を作成することは強制されないし、簡易な帳簿を作成することを怠った場合でも制裁措置はない。また、フォルフェ制度を採用した商工業所得者については、「職権見積課税制度」も適用されないこととされていたのである。もともと記帳技術に乏しく経済的に弱い立場にある納税者を対象としているためとはいえ、記帳義務に強制力がないことから、そのような記帳に基礎を置くフォルフェは信用性に乏しい面があり、不正確であるとの批判は免れ得ないところであったのである。

⁽⁵⁴⁾ 伊藤・前掲注(53)、15 頁。

(参考資料4) フランスにおける個人の記帳義務制度等(未定稿)

(2010年1月現在)

記 帳 義 務	 ○ 商工業者及び自由職業所得者については記帳義務がある。なお、売上高が一定額以下(注)の者については記帳義務の内容が緩和されている。 ○ 農林業者で一定の売上高以上の者についても記帳義務が課されている。 (注)例えば、商工業者の場合は8万ユーロ(896万円)
帳簿等保存義務	○ 確定申告書の提出義務者は、帳簿及びその他の必要な記録を保存 する義務を負う。保存期間は6年間とされている。
義務違反の場合の制裁等	○ 帳簿等保存義務に違反した者に対しては、罰金(1,500 ユーロ以下(16万8千円以下))等が科される。○ 推計課税を行うことは可能である。

(注)「平成22年4月28日税制調査会納税環境整備小委員会第7回提出資料」より作成。 (備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=112円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成22年(2010年)11月中における実勢相場の平均値を用いた。

第3節 アメリカ

1 概要

アメリカの連邦所得税は、我が国と同様、申告納税方式を採っているが、 利子・配当等の金融所得を含めた総合課税方式となっていることから、総所 得には、別段の定めがあるものを除き、いかなる源泉から生じたものかを問 わず、全ての所得が含まれる。

また、世帯構成等によって、適用される税率表や控除の額等が異なるところが、我が国の所得税制度と異なる特徴的な点である。具体的には、夫婦者については、個別課税又は合算課税を選択でき、合算課税の場合には、個別課税と税率は同じであるが、ブラケットの所得額を2倍にした税率表が適用され、個別申告書を提出する夫婦者用及び共同申告書を提出する夫婦者用のほか、独身者用及び扶養親族を有する独身世帯主用の合計4つの税率表があ

る。

なお、夫と妻が個別課税を選択する場合、人的控除 (3,650 Fi)、概算控除 (5,700 Fi) とも合算課税を選択した場合の人的控除 (7,300 Fi)、概算控除 (11,400 Fi) の半分になる。

2 所得算定の方法と記帳義務等

所得税額の計算方法は、以下のとおりとなっている。

総所得から調整総所得を算出するに当たり控除される「調整総所得前控除」 には、商業・事業上の経費、賃貸料又は使用料収入を生み出す資産に係る経 費等が含まれ、これに該当するものは、全納税者が控除することができる。

次に、調整総所得から人的控除及び所得控除を控除して課税所得を算出し、 税率を乗じて得た税額から税額控除を差し引いて納税額を求める。

所得控除には、「項目別実額控除」と「概算控除」があり、納税者は、項目 別実額控除か概算控除のいずれかを選択することとされている。

項目別実額控除には、医療費控除、州税・地方税等の支払税額に係る控除、 支払利子控除、慈善寄附金控除、災害等損失控除、雑控除のほか「調整総所 得前控除」とならない被用者(給与所得者)の事業経費(必要経費)がこれ に該当し、それぞれ個別に上限額等が設定されている。

これに対し、概算控除は、項目別実額控除の代替として認められるものであり、申告資格に応じて一定額(例えば、夫婦共同申告者の場合 11,400 ドル (約 101 万円)、独身者の場合 5,700 ドル (約 51 万円))が控除される。なお、高齢者及び視覚障害者に対しては、この概算控除に加え、それぞれに追加的概算控除として、夫婦共同申告者の場合 1,100 ドル (約 10 万円)、独身者の場合 1,400 ドル (約 12 万円)の控除が認められる。

アメリカの連邦所得税は、「内国歳入法典においては、一般の事業経費も給与所得の必要経費も、その実体を定める規定は同一である。すなわち、給与所得者の活動をも "trade or business"と理解して、「通常かつ必要」な経費

の控除を許容している」(55)のであり、事業経費も必要経費も法律上同一の尺度で判定されている。しかし、課税所得の計算過程においては、被用者(給与所得者)と被用者以外の者とでその取扱いが異なる。すなわち、被用者の場合は一定のものに限り「調整総所得前控除」とされるのに対し、被用者以外の場合は事業経費のすべてが「調整総所得前控除」とされるのである。

被用者の事業経費(必要経費)については、厳しい記録保存義務が課されているが、実額控除を選択した場合には、この義務が免除されるという利点がある。また、概算控除は、被用者以外の者についても同様に適用されることから、事業経費の控除は記帳と記録の保存が要求されるのであるが、このような義務の遂行能力がなかったり、不十分であったりする場合であっても、事業経費の全額又は一部を控除することが可能とされているのは、このような義務の遂行能力を欠く者に対する救済措置とみることもできる。つまり、概算控除には、所得控除を簡素化する意味に加え、補完的な事業経費の概算控除としての意味もあるとみることができる。

ところで、我が国の税務の実務においては、記帳や帳簿等の保存がずさんな納税者について、税務調査により積極的な不正行為(隠ぺい又は仮装)を立証することが困難であるため、重加算税の賦課を断念せざるを得ないケースが少なからず発生しているといった現実があるが、アメリカでは、故意に記録を怠り又は帳簿等保存義務に違反した者は、罰金又は1年以下の懲役に処せられることとされているほか、通常の過少申告に対しては過少税額の20%のAccuracy Related Penalty が課せられるのに対し、一定の悪質なケースに対しては過少税額の75%のFraud Penalty が課されることとされており、長年の判例の積重ねにより、判例法理が確立されてきている(56)。

⁽⁵⁵⁾ 碓井光明「所得税における必要経費」租税法研究第3号(1975年)82頁。

⁽⁵⁶⁾ 川根誠「重加算税の研究-米国の Fraud Penalty の検討を通して一」税大ジャーナル 16号 (2011.5)、同「米国における重加算税 (Fraud Penalty) の賦課事案に関する判例研究-無申告事案を中心として一」税大ジャーナル 18号 (2012.3) において詳細に述べられている。

(参考資料5) アメリカにおける個人の記帳義務制度等(未定稿)

(2010年1月現在)

記 帳 義 務	○ 納税者(農業従事者及び給与所得者を除く)は、継続的な記帳又は記録を行う義務がある。○ 農業従事者及び給与所得者には記帳義務はないが、税務署長が正しい所得税額を決定するに足る記録を行わなくてはならない。
帳簿等保存義務	○ 納税者は、申告書において報告する所得・控除等を証明する関連 資料(帳簿等を含む)を課税庁の要求に応じて随時提出すべき義務 を負う。 (結果として保存期間は永久となる。)
義務違反の 場合の制裁等	○ 故意に記録を怠り又は帳簿等保存義務に違反した者は、罰金又は 1年以下の懲役に処せられる。○ 推計課税を行うことは可能である。

(注)「平成22年4月28日税制調査会納税環境整備小委員会第7回提出資料」より作成。

第4節 小括

諸外国においては、記帳義務違反等に対して、罰則等が設けられているのが通常であるが、上記で述べたとおり、賦課課税方式を採っているとはいえ、ドイツやフランスでは、かなり強行的というか、強権的な、あるいは制裁的な推計課税が行われていおり、我が国と同じ申告納税方式を採っているアメリカでは、通常の罰則に加え、一定の悪質なケースに対しては過少税額の75%のFraud Penaltyが課される等、様々な担保措置等が採られているのである。

第4章 推計課税

第1節 推計課税の概要

推計課税とは、税務署長が所得税又は法人税について更正・決定をする場合 に、直接資料によらずに、各種の間接的な資料を用いて所得を認定する方法を いうものとされている(所法 156、法法 131)。

推計課税の課税要件としては、「推計の必要性」と「推計の合理性」が挙げられるが、推計課税の根拠規定(所法 156、法法 131)に明文の定めがあるわけではなく、「税務署長は、居住者に係る所得税につき更正又は決定をする場合には、その者の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその者の各年分の各種所得の金額又は損失の金額・・・を推計して、これをすることができる。」と定められているにすぎない。しかしながら、推計課税は無条件に認められるわけではなく、「推計の必要性」の認められない場合に推計課税を行ったときは、その推計課税は違法となる(東京高裁平成7年3月16日判決(行集46巻2・3号280頁)他)。また、「推計の必要性」が認められたとしても、いかに推計課税を行うかは、税務署長の完全に自由な判断にまかされているわけではなく、推計課税は合理的に行われなければならず、合理性を欠く推計課税は違法となる(大阪高裁昭和49年12月23日判決(訟月21巻1号106頁)、大阪高裁昭和59年3月30日判決(訟月30巻8号1498頁)他)。

第2節 推計課税の本質等

「推計の必要性」と「推計の合理性」については、推計課税の本質をどのようにとらえるかによって相違が出てくる。推計課税の本質については、学説・判例により整理すると、「事実上推定説」、「別世界説」及び「補充的代替手段説」に大別される。

1 事実上推定説

判例の及び通説的見解である事実上推定節は、推計課税と実額課税とは、それぞれ性質の異なる別個の課税処分があるわけではなく、所得ないしそれを構成する収入金額及び必要経費を認識する際の資料ないし方法を異にするに過ぎないのであって、いずれにしても最終的に問題となるのは真実の所得金額がいくらであったかということであり、客観的に真実の所得金額により近い金額と認められる方が採用されるべきものであって、推計課税を間接的な資料と経験則を用いて真実の所得額を事実上の推定により認定するものである。大阪高裁昭和62年9月30日判決(訟月34巻4号811頁)では、「実額課税、推計課税といっても、それぞれ独立した二つの課税方法があるわけではなく、両者の違いは原処分時に客観的に存在した納税者の所得額を把握するための方法が、前者は伝票類や帳簿書類などの直接思料によるのに対し、後者はそれ以外の間接的な思料によるという点にあるにすぎず、いずれにせよ、最終的に問題となるのは、真実の所得額がいくらであるかということである」との判断が下されており、従来からこの判決に類する判断が多くなされてきている。

この説によれば、その帰結として、推計課税取消訴訟においても、訴訟法上の「直接証拠は間接証拠を破る」という原則が妥当するから、推計課税の必要性及び合理性が認められる場合であっても、所得が実額で主張され、その直接証拠(資料)が提出されれば、実額所得の方が推計所得よりも優先されることになる。それゆえ、納税者としては、推計課税の違法を争うに当たって、実額資料に基づく主張をし、かつ、それを証拠として提出することも、訴訟法上は当然認められることになるのである(57)。

2 別世界説

別世界説は、推計課税を創設規定であるとし、課税処分時に推計の必要性

⁽⁵⁷⁾ 岩﨑政明「推計課税取消訴訟と実額反証・立証責任」ハイポセティカル・スタディ 和税法 (第3版) (弘文堂) 299 頁。

があったと認められる限り、実額課税とは別個独立の課税要件である推計課税の世界に入り込むのであり、実体的真実からの乖離を積極的に認めた外形基準課税を肯定する特別な課税方式であるとするものであり、したがって、課税処分後の段階で実額資料を提出して推計の合理性を争うことができない、つまり、実額反証を原則的に否定することになる。

確井光明教授は、「租税に関しては、『実体的真実主義』が重視されなければならない。しかし、それは、決して無制限のものであるわけではない。非協力の納税者の税務調査のために、相当に多額の徴税費がかけられていること、非協力な納税者により行政庁が振り回されることに鑑みるならば、『実体的真実主義』も手続上の衡平のために犠牲にされなければならない。私は、推計課税の要件を満たして推計課税を受けた者は、それが自己の責に帰すべからざる事情に因る場合を除いては、審査請求段階以降においては、新たに実額の主張をなすことが原則として許されないと考えている。」(58)と述べられており、別世界説を主張されているが、この説は、少数説に止まっている。

3 補充的代替手段説

補充的代替手段説は、平成6年以降の裁判例において、多く見受けられるようになってきたものである⁽⁵⁹⁾。この説は、推計課税の本質について、「課税標準を実額で把握することが困難な場合、税負担の公平の観点から、実額課税の代替的手段として、合理的な推計の方法で課税標準を算定することを課税庁に許容した実体法上の制度」であると解した上で、「真実の所得を事実上の推定によって認定するものではないから、その推計の結果は、真実の所得と合致している必要はなく、実額近似値で足りる。」⁽⁶⁰⁾とする見解である。

この補充的代替手段説は、事実上推定説と別世界説の中間に位置するものであって、実額反証が行われた場合には、いかに推計による金額が合理的で

⁽⁵⁸⁾ 碓井光明「申告納税制度と推計課税」(税経通信) 38 巻 3 号 (1983 年 3 月) 22 頁。

⁽⁵⁹⁾ 京都地判平成6年5月23日行集45巻5・6号1235頁。

⁽⁶⁰⁾ 今村隆「推計課税の本質と推計方法の合理性の程度」税理39巻2号22頁以下。

あろうとも実額が優先することになる点で別世界説と異なるが、事実上推定 説は実額反証により推計課税は覆るとするが、補充的代替手段説では完全な 実額反証のみによって推計課税は覆るとする点において事実上推定説と異な るものである。

しかしながら、補充的代替手段説については、推計課税の根拠規定(所法 156、法法 131)を補充的代替手段説のように読むのには無理があるとの批 判がある⁽⁶¹⁾。

第3節 推計課税の要件の検討

1 推計の必要性

(1) 推計の必要性について

推計課税については、「推計の必要性」が認められる限り認められるのか、 すなわち、推計の必要性が推計課税の課税要件であるかについては、学説、 裁判例において争いのあるところである。

この「推計の必要性」については、①推計課税の根拠規定(所法 156、法法 131)に明文の定めがあるわけではなく、これらの規定がなくても推計課税が許されると考えられること(62)からすれば、いかなる場合に推計課税を選択するかは税務署長の裁量事項に属し、たとえ推計の必要性がない場合にも、推計課税が実額の範囲内にある限り、当該処分は違法とならないとする「行政指針説」と、②推計課税の必要性がないのに推計課税により更正を行えば、その更正等は、原則的には違法となり取り消されることになるとする「効力要件説」、そして、③必要性の存在は、推計課税を行うための要件であり、原則として効力要件でもあるが、推計による認定額が

⁽⁶¹⁾ 司法研修所編(泉徳治・大藤敏・満田明彦)「租税訴訟の審理について(改訂新版)」 202 頁(法曹会、2002)、今村隆「課税訴訟における要件事実論」(日本租税研究協会、 2011) 31 頁。

⁽⁶²⁾ 推計課税を認める明文の規定がなくとも、推計課税が許されるとした裁判例として、大阪高判昭和31年4月7日行集7巻4号904頁。

訴訟等において実額により立証された場合には、推計の必要性の欠缺という手続上の瑕疵は事後的、相対的に軽微なものとなり取消要件とならないとする「折衷説」などがある。

イ 行政指針説

行政指針説は、推計の必要性は、推計課税を行う場合の前提要件として明文に規定されているわけではないし、実額課税と推計課税といっても、これらは課税庁が課税標準等を認定する上で、直接資料によるか、間接資料によるかという事実認定の方法の差異にすぎず、課税処分として別個独立の処分が存在するわけではないから、いかなる場合に推計課税を選択するかは、課税庁の裁量事項に属し、推計の必要性は、その裁量権を行使する上での行政上の一指針ないし訓示に止まると解する説である。

行政指針説の立場に立つ裁判例には、神戸地裁昭和37年2月23日判決があるが、この判決によると、「帳簿に多少の誤りがあったとしても、これを一方的に無視して、特別の場合にのみ許される推計による課税をしたのは違法である」との原告の主張に対し、「所得税法44条1項によれば、確定申告額が政府の調査したところと異なる場合には、その調査によって更正することが許されており、そして、原告の確定申告が、その更正のためには、同法45条1項により、帳簿書類の調査が必要とされているいわゆる青色申告であることの主張、立証のない本件の場合、更正処分のための調査をするのに、帳簿書類等によらず、事業規模等によって推計を行い、その推計額で更正することは、正に、同条3項の明文の認めるところにほかならないのである。従って、たとえ、原告が完全な帳簿を作成しており、被告がそれを調査せずに推計調査を行い、その結果を課税根拠としたとしてもそれは原告の申告が青色申告でない限り、少なくとも、手続的には全く適法なのである。」として、その主張を棄却している。

ロ 効力要件説

効力要件説は、課税標準の設定は、本来、帳簿書類等の直接的資料に基づいた実額課税が原則であり、推計課税が許容されるのは、信頼できる帳簿書類等が欠けていたり、納税者が課税庁の税務調査に協力しない等のために、実額課税をすることができない場合に、例外的に限られるべきであるとする見解である。したがって、推計課税の必要性がないのに推計課税により更正等を行えば、その結果が実額と一致するかどうか等の内容の適否を検討するまでもなく、手続上の適法要件を具備しないものとして違法であるとするものである。

この効力要件説の立場に立つ裁判例は多数あるが⁽⁶³⁾、広島高裁平成9年5月23日判決(税資223号844頁)では、「所得税の課税は、納税者の所得の実額によるのを本則とする。しかるに、推計の方法によりその所得金額を算定するときには、各種の統計数値等の間接的な資料に基づいてその所得を推認することから、その推認された所得金額と実額との間に誤差が生じることが免れないものである。このことから、所得税法156条の推計の方法による課税が許されるのは、納税者が信頼できる帳簿その他の資料を備え付けておらず、課税庁の調査に対して資料の提供を拒むなどの非協力的な態度をとる等のため、課税庁において、その所得の実額を把握することができない場合に限られるものと解すべきであり、右の場合に当たらないのに推計の方法によりされた課税処分は、違法であるというべきである。」と判示して、課税処分を取り消している。

ハ 折衷説

折衷説は、推計の必要性は、原則として、課税処分の適法要件であるが、推計による認定金額が直接的資料によって認定される実額の範囲内にある場合には、必要性の欠缺という手続上の瑕疵は、事後的、相対的

⁽⁶³⁾ 広島高判平成 9 年 5 月 23 日税資 223 号 844 頁、東京高判平成 7 年 3 月 16 日行集 46 巻 2-3 号 280 頁、東京地判昭和 48 年 3 月 22 日行集 24 巻 3 号 177 頁、大阪地 判昭和 50 年 4 月 4 日訟月 21 巻 6 号 1336 頁、福岡地判平成 2 年 11 月 8 日行集 41 巻 11-12 号 1839 頁。

に軽微化したものとなり、その限度で適法要件の欠缺は違法とならない とする見解である。

(2) 本質論との整合性について

実質課税と推計課税は、直接的資料か間接的資料かによる所得認定の方法の差異に過ぎず、推計額を実額として認定し、課税処分自体は一つしかないとして解する事実上推定説に立つならば、推計額も実額(真実の所得額)もどちらも実額であることになり、課税処分の選択は課税庁の裁量に委ねられるべき性質のものであるとして、行政指針説が妥当なものであると考えられることになる。

しかし、事実上推定説の立場に立っていても、課税庁の裁量に基づいた 安易な推計課税の防止という観点から、推計の必要性を推計課税の適法要 件のように解している裁判例も見受けられる。

また、推計の必要性については、効力要件説を採りながら、(つまり、推計課税と実額課税とを法的性質において区別しながら)、他方で、実額反証を認める傾向にある(つまり、推計課税と実額課税を同一の基盤にのせ、両者の差異を所得の認定方法に違いを求めている。)ことは論旨一貫を欠くとの誇りを免れないとの見解もあるところである(64)。

さらに、推計の必要性を効力要件説と解した場合には、納税者が適正な 申告をしなくても、推計の必要性が欠けているのみで課税処分が取り消さ れることとなり、課税の公平を失うことにもなりかねないことになる。

これに対し、推計課税が実額課税を補充するための二次的あるいは代替的手段であり、推計額が実額近似値に過ぎないとして解釈する補充的代替手段説に立てば、本則である実額課税をできる限り重視すべきであるため、その解釈から効力説が導き出される。裁判例の多くも、根拠は明確ではないが、推計の必要性を判断していることを考慮すると、推計が真実の所得と乖離する性質(概算的な課税であるという性質)を根拠に推計の必要性

⁽⁶⁴⁾ 岩﨑政明「租税訴訟における証明責任」『条解行政事件訴訟法』(弘文堂、昭和62 年)286頁。

を適法要件とする補充的代替手段説の方が、推計の必要性を効力要件とすることを明快に説明できる点において、整合性があると思われる。

(3) 推計の必要性の具体的要件

推計の必要性が認められる具体的な要件は、以下の3つの要件に限られている⁽⁶⁵⁾。

- ① 納税義務者が帳簿書類等を備え付けておらず、収入・支出の状況を直接資料によって明らかにすることができない場合(帳簿の不存在)(66)
- ② 帳簿書類等を備え付けてはいるが、その内容が不正確で信頼性に乏しい場合(帳簿不備又は帳簿の信びょう性がない場合)(67)
- ③ 納税義務者又はその取引関係者が調査に協力しないため、直接資料が 入手できない場合 (調査非協力) (68)

以下、この3つの要件についてみてみると、①の「帳簿の不存在」についての要件は、明確かつ一義的であり、その解釈に異論はない。帳簿が不存在である場合は、直ちに推計課税に移行することになる。

②の「帳簿不備又は帳簿の信ぴょう性がない場合」とは、誤記脱漏が多いとか、同業者に比し所得率等が低率であるとか、二重帳簿が作成されているなど、課税庁に提出された帳簿の不備あるいは帳簿の信ぴょう性に欠けることについて何らかの根拠に基づいて判断された場合に、推計課税に移行することになる。

③の「調査非協力」については、訴訟において課税庁と納税者の意見が 真っ向から対立することが多い。納税者側は、課税庁側から調査の事前通 知がなかったため協力ができなかったとする主張や調査理由についての告 知がなかったとする主張がなされて争われることがある。

⁽⁶⁵⁾ 金子・前掲注(7)、755 頁。

⁽⁶⁶⁾ 大阪地判昭和 52 年 7 月 26 日行集 28 巻 6 · 7 号 727 頁。

⁽⁶⁷⁾ 東京高判昭和 57 年 5 月 27 日訟月 28 巻 12 号 2377 頁。

⁽⁶⁸⁾ 東京高判昭和53年10月17日行集29巻10号1838頁、東京高判平成8年10月2日訟月43巻7号1699頁、東京高判平成11年9月28日判時1740号28頁、東京地判平成5年9月1日判時1503号47頁、東京地判平成9年2月12日判時1632号14頁。

この点については、質問検査権に基づく税務調査について検討する必要があるが、質問検査権の範囲については、最高裁昭和 48 年 7 月 10 日第三小法廷判決(刑集 27 巻 7 号 1205 頁)では、「質問検査権の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、右にいう質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との裁量において社会通念上相当な程度に止まるかぎり、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものと解すべく、また、暦年終了前までは確定申告期間経過前といえども質問検査が法律上許されないものではなく、実施の日時場所の事前通知、調査の理由および必要性の個別的、具体的な告知ごときも、質問検査を行なううえの法律上一律の要件とされているものではない」と判示しているところである。

また、納税者から税理士以外の第三者の立会を認めるよう要求があり、 課税庁職員は守秘義務が課せられていることから応じられないとした場合 に、納税者は調査非協力とは言えないと主張して争われることもある。

2 推計の合理性

(1) 推計の合理性の意義

推計方法が合理的であるためには、①推計の基礎事実が正確に把握されていること(資料の正確性)、例えば、比率法を用いる場合に、この比率を乗ずべき納税者の売上金額等が正確に把握されていること、②各種の推計方法のうち、具体的事案に最適なものが選択されるべきこと(推計方法の合理性)、③具体的な推計方法自体できるだけ真実の所得に近似した数値が算出され得るような客観的なものであること、例えば、同業者比率を用いる場合にはその比率が適正であることが担保されていることが必要であるとされる(69)。

このような「推計の合理性」が推計課税の適法要件であることについて

⁽⁶⁹⁾ 司法研修所編(泉徳治・大藤敏・満田明彦)・前掲注(62)、204頁。

は、学説、裁判例において争いはない。

(2) 推計方法

推計の方法については、所得税法 156 条において「財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模」を推計の方法として掲げているが、納税者の経済活動は多種多様であり、特定の推計方法によって認識しうるものではなく、法に掲げる方法は例示にすぎないものと解され、これ以外の推計方法も合理的なものである限り許される。

課税実務上において、また、裁判上においても支持されている推計方法 としては、比率法、効率法、資産増減法、消費高法等がある。それぞれの 推計方法の概要は、以下のとおりである⁽⁷⁰⁾。

イ 比率法

納税義務者の収入・支出・生産高・販売高等の数額に対し、特定の比率で所得額(又は仕入額等)を推計する方法をいう。その比率には、次のものが用いられている。

(イ) 本人比率

その納税者本人の一定期間の実績による比率又は記帳から個別に抽 出された比率である。納税者の特殊事情が著しく、他の比率を用いる ことが適当でないか、あるいは他の比率データが得られていない場合 に用いられている。

(ロ) 同業者率

当該納税者と同種、同規模、同程度の同業者を選定し、その差益率、 所得率、経費率等の平均値を算出し、その数値から推計するものであ る。課税庁も同業者率を用いて算出することが多く、比率法のうちで は最も事例が多い。

⁽⁷⁰⁾ 時岡泰=山下薫「推計課税の合理性について」司法研究報告書 30 輯 1 号 7 頁、8 頁。

(ハ) 実調率

税務署管内で実地調査の対象とした同業者の全員の収支計算資料を 悉皆的に収集して所得率等の平均値を算出するものである。比率法の うちでは、同業者率に次いで用いられている。実調率は、同業者率と 異なり納税者と同業者の個別類似性は考慮されず、納税者との類似、 非類似に関係なく悉皆的に収集した資料から所得率等の平均値を算出 する点に特色がある。

(二)標準率

所得の実額を調査した相当数の調査実績を基にして、統計学的手法 により平均所得率、差益率、経費率を求めるものである。

口 効率法

販売個数、原材料の数量、従業員数、設備、電力量等の計算単位の一 単位当たりの所得額などから全所得金額を算定する方法である。

ハ 資産増減法

資産・債務の増減で純資産の増減額を算定し、所得を推計する方法で、 期首純資産の額と期末純資産の額との差額を所得金額としている。

ニ 消費高法

納税義務者の電力使用量・従業員数・販売個数等に、比準同業者の調査から得られた、これらの指標1単位当たりの所得金額の平均値を乗じて所得金額を推計する方法である。

3 同業者率による推計の合理性

同業者率による推計方法は、課税庁が推計課税を行う場合に、現在最も多用されている方法である。課税庁としては、推計方法等に恣意性が介在しないようにするため、同業者率による推計については、①同業者の抽出基準の合理性、②抽出過程の合理性、③比準同業者数(選定件数)の合理性、④同

業者率の内容の合理性等の基準が挙げられている(71)。

同業者の抽出基準が合理的であるというためには、①同業者の類似性(業種・業態の同一性、法人・個人の同一性、事業所の近似性、事業規模の近似性)及び②資料の正確性(同業者は青色申告者又は税務署長が申告を是認している者であること、一定期間同種事業を継続していること、申告が確定していること)を備えていることが必要とされる。

このうち、「同業者の事業規模の近似性」については、課税庁は、客観性を確保するため、また、恣意性を排除するため、当該納税者の収入金額や仕入金額等を基に、収入金額や仕入金額等が当該納税者のおおむね2倍ないし2分の1の範囲内(いわゆる倍半基準)である同業者を抽出対象とする方法が採られている。

この倍半基準に関する裁判例としては、東京高裁平成6年3月16日判決(訟月41巻4号789頁)では、「いわゆる倍半基準は、推計課税の基礎となる収入金額や仕入金額の多寡が当該納税者の事業規模を推測する蓋然性の高い価値尺度足り得るという経験則を前提とするものであるから、これにより抽出された比準同業者数(選定件数)の合理性及びこれにより得られた同業者率の内容の合理性が認められるならば、同業者の類似性を十分に担保することができるといえる。」と判示している。また、名古屋高裁金沢支部平成6年3月28日判決(訟月41巻10号2665頁)では、裁判所が、倍半基準の基礎となった収入金額等について課税庁と異なる認定をした場合について、

「右倍半の基準自体絶対的ではなく、おおむねその範囲内にあるものを選定 すれば、納税者と選定した同業者との規模の類似性が確保され、推計の合理 性も十分に維持されると解すべきである。」として、必ずしも倍半基準に外れ たからといって、同業者の類似性が失われるものではないとしている。

また、抽出過程が合理的であるためには、抽出過程について課税庁の思惑 や恣意の介在する余地がないことを必要とするとされている。

⁽⁷¹⁾ 司法研修所編 (泉徳治・大藤敏・満田明彦)・前掲注(61)、204 頁、205 頁。

比準同業者数(選定件数)については、例えば、倍半基準によって抽出された同業者の件数がある程度あれば、納税者の主張する同業者の営業条件の差異、例えば、営業形態、立地条件等の差異であるとか、特殊事情の存在は、複数の同業者を平均化することにより、ある程度の事情は捨象されることになる。しかし、同業者の抽出条件が少数の場合、例えば、同業者が1件しかない場合には、合理性があるといえるかが問題となる場合があるが、この点に関しては、次の裁判例がある。

大阪地裁昭和 47 年 3 月 22 日判決(行集 23 巻 3 号 110 頁)は、大衆食堂を営む原告について、わずかに 1 例をもって推計の資料とすることは、推計の合理性の裏付けとしては十分とはいえない場合が多いと判示しているが、その控訴審である大阪高裁昭和 50 年 5 月 27 日判決(行集 26 巻 5 号 779 頁)では、納税者と対比すべき同業者の事業規模は、納税者のそれと細部に至るまで完全に一致する必要はなく、その主要な点において類似していれば足りるものであり、同業者 1 例の資料による推計も許されるとして、その合理性を肯定している。

推計課税の取消訴訟において、推計の合理性が争われる場合、原告は、被告の主張する合理性を基礎付ける事実に対し反証を提出して争うことができるのはもちろん、例えば、同業者比率が平均値によって推計されているときは、原告には上記平均値に吸収され得ないような、他の同業者の平均より格段に営業状態が悪くなるはずであるという営業条件の劣悪性等の特殊事情を積極的、具体的に主張・立証することにより、合理性を覆すことができる。訴訟においては、原告は、業態、営業規模、立地条件等において比準同業者と異なるという主張がなされることが多いが、平均値による推計の場合は、通常程度の営業条件の差異は上記平均値を求める過程で包摂されていると考えられるから、平均値に吸収され得ないような特殊事情の存在が立証されなければ合理性を覆すことはできない(72)。

⁽⁷²⁾ 司法研修所編 (泉徳治・大藤敏・満田明彦)・前掲注(61)、205 頁、206 頁。

また、原告は、被告が採用したのとは別な合理的推計方法によれば、原告の所得はより少額になることを主張・立証して、被告の推計方法の合理性を争うことができる。この場合、被告主張の推計方法と原告主張の推計方法のいずれがより合理的なものといえるかは、いずれの方法によるのが原告の所得の実額(真実の所得)に近いものになるのかによって決まるわけであるが、この場合の立証の程度については、①最善説、②最適方法説、③一応の合理性必要説といった考え方がある(73)。

「最善説」は、できる限り真実の所得金額に近似した数値が得られるように、最善の方法が選択されなければならず、課税庁において、他のより合理的な推計方法が存在しないかあるいは他の方法により得ないことを主張・立証しなければならないというものである。

「最適方法説」は、現に主張されている推計方法の中で課税庁の採った方法が相対的に最適の方法であることを要し、納税者が、一応合理性が認められる他の方法を主張した場合には、課税庁は、課税庁が使用した推計方法によった方法がより実額に近いことを主張・立証しなければならないというものである。

「一応の合理性必要説」は、所得の推計は、当該事案において得られた限られた資料を基礎として実額に近似する所得を推測する算出方法であるから、その性質上、絶対的な合理性を要求することはできず、一応の合理性が認められれば足りる。この場合、一応の合理性が認められる推計方法が他にあり、この方法による方が所得額が低くなるとしても、そのいずれを採るかは、課税庁が、その裁量により決することができるから、他の推計方法による方が実額により近似することが証明されない限りは、被告の推計方法の合理性を肯定し得るというものである。

この点について、大阪地裁平成2年4月11日判決(判時1366号28頁) では、「一般に、課税庁の主張する推計方法に一応の合理性が認められる場合

⁽⁷³⁾ 司法研修所編(泉徳治・大藤敏・満田明彦)・前掲注(61)、206 頁。

には、特段の反証がされない限り、右の推計方法によって算出される課税標準等の額が真実の課税標準等の額に合致するものと事実上の推定をすることができる。しかし、他に採り得る推計方法があること及び他の推計方法によった場合の方がより真実の課税標準等の額に近似すること、すなわち、他の推計の方法の方がより合理的な推計方法であることが立証された場合には、この反証によって右事実上の推定は破られることとなる。そして、証拠上課税標準等を算出するいくつかの推計方法があることが認められる場合には、最も合理的であると認められる推計方法によって算出される課税標準等が、真実の課税標準等に合致するものと推認することになる。」と判示し、一応の合理性必要説の立場を採っている。

しかしながら、補充的代替手段説を採る立場では、例えば、大阪高裁平成 8年10月30日判決(訟月44巻3号128頁)では、「推計の合理性は真実 の所得金額を推認する方法の合理性ではない。それは限られた資料や時間的 制約、課税庁の調査能力、納税義務者間の公平等を考慮して、採用された推 計方法がその納税義務者の所得を認定する方法として社会通念上合理的と認 められる場合をいうのである。そうであるならば他により真実の所得金額に 接近できる推計方法があるからといって、直ちに課税庁が採用した推計方法 の合理性が否定されるわけではない。課税庁はその裁量により各種の合理性 のある推計方法につきいずれを採用すべきかを当該事件に照らし、選択でき る。」、「他により合理的な推計方法があるとしても、課税庁の採用した推計方 法に実額課税の代替手段としてふさわしい一応の合理性が認められれば、推 計課税は適法というべきである。推計方法の優劣を争う主張は、主張自体失 当である。」、「相応の合理性がある推計方法があっても、そのいずれをとるか は、課税庁の裁量に委ねられているから、他の推計方法の方が実額に極めて 近似し当該推計方法との差が著しく、社会通念上、相応の合理性すらなく、 裁量権の濫用があることが証明されない限り、課税庁の推計方法の合理性を 肯認できる。」と判示しており、近年の推計課税の合理性に対する判例の傾向
 は、この判例に代表されるような見解である。

第4節 推計課税の取消訴訟

1 推計課税の取消訴訟の現状

近年の推計課税に関する課税処分の取消訴訟は、原処分時に帳簿書類等を 提示しない調査非協力な納税者が、課税処分の結果をみて取消訴訟を提起し、 帳簿書類等を基に実額による所得を主張する(いわゆる実額反証)という状 況が多く見られるようになり、裁決や裁判例では、事実上推定説に立つ通説・ 判例の立場から、このいわゆる実額反証を受け入れて、課税処分の当否を判 断するものも現れた。

しかしながら、このような実額反証事件が多くなるにつれ、課税庁からは、 税務調査に非協力であったがために推計課税をせざるを得ない状況を招いた 納税者が、訴訟段階になってから実額資料を突然に提出することを認めるの はアンフェアであるとの批判が強く主張され、またこれを支持する見解も現 れるに至った。そして、この批判に応える形で、最近の裁判例においては、 実額反証が有効となるための必要要件を設けたり、原告の立証の程度を厳し く要求するものが増えてきている⁽⁷⁴⁾のが現状である。

2 実額反証

推計課税は実額を把握することができないときにやむなく行われるものであるが、これに対し、訴訟段階になって、納税者から帳簿書類等による実額に基づく反論がなされることがあり、これを「実額反証」という。

多くの裁判例が、必要経費の実額主張が有効となるための要件として、原告納税者が、①推計課税に係る収入金額(売上金額)が真実のものであること、すなわち、収入金額(売上金額)の全額を直接資料によって立証するか、又は②実額主張に係る必要経費(仕入金額)が推計課税に係る収入金額(売上金額)に対応するものであることを直接資料によって立証すること、を要

⁽⁷⁴⁾ 岩﨑・前掲注(57)、299 頁、300 頁。

求することが多い⁽⁷⁵⁾ (広島高裁昭和 60 年 6 月 21 日判決 (税資 145 号 925 頁)、大阪高裁昭和 61 年 3 月 26 日判決 (税資 151 号 446 頁)、最高裁平成元年 7 月 6 日第一小法廷判決 (税資 173 号 17 頁)、東京高裁平成 10 年 5 月 27 日判決 (税資 232 号 305 頁) など多数あり。)。

しかしながら、最近の租税実務や裁判例においては、推計課税における必要経費の金額は、認定された範囲での収入金額に対応する限度での推計額に過ぎないから、真実の収入金額が判明すれば、これにより変動するものであるとして、「原告納税者は総収入金額を主張・立証した上で、さらにこれと重畳的にその主張・立証する経費が被告の主張する収入金額に対応するものであることを主張・立証しなければならない」(76)という見解が有力になってきている。換言すれば、推計課税における「収入金額と必要経費はパッケージとして成立しているのであるから、その構成要素の片方だけの誤りを主張・立証しても無意味であるというものであり、この説は、総収入金額、必要経費額及び両者の対応関係のすべての主張・立証を求める意味で、「三位一体説」と呼ばれている(77)(裁判例としては、大阪地裁昭和61年7月18日判決(税資153号138頁)、京都地裁昭和63年10月5日判決(税資166号3頁)、大阪高裁平成2年10月26日判決(税資181号144頁)など)。

第5節 小括

推計課税は、直接制裁ではないから、課税庁の自由裁量に無制限に委ねられるべき性質のものではないということは、もちろんそのとおりであるが、あまりにも厳格に課税庁に最善の推計方法を要求するというのは、問題があるのではないだろうか。つまり、記帳等義務違反があった場合において、白色申告の場合には、推計課税が行われることが担保措置となっているわけであるが、現

⁽⁷⁵⁾ 岩﨑・前掲注(57)、301頁。

⁽⁷⁶⁾ 中尾巧「税務訴訟入門」(商事法務第4版、2008) 294頁。

⁽⁷⁷⁾ 岩﨑・前掲注(57)、303 頁。

行の推計課税では、課税庁にあまりにも厳格な立証責任が課せられており、また、限られた資料等に基づく推計であるため、実額を下回る課税がなされるケースも少なくないと思われる。さらに、一部の納税者においては、記帳等義務違反に対する罰則等の直接的な制裁措置がないことを奇貨として、記帳もしない、帳簿等や原始記録等の保存もしないで事実に反する不正な申告を行って税負担を免れ、たとえ税務調査を受けても正確な所得の把握はできないだろうと考えている者やことさらに調査に非協力であったりする者がいることも、また、事実であり、これは現行の推計課税が、記帳等義務違反に対する担保措置としての機能を十分に果たしていないことが、一つの要因であると考える。

上述のとおり、推計課税については、長年にわたる学説・判例の積重ねによって、本来あるべき推計課税としての判断がなされてきていると思われるが、現行の推計課税の規定(法規範)とは、いろいろな点でギャップが生じていることも、また事実であろう。

平成 23 年度税制改正において、個人の白色申告者について全面記帳義務化が図られたわけであり、適正・公平な課税を実現するために、推計課税の規定の見直し(所得税本法の改正)をする時期に来ているのではないか。全面記帳義務化されたにもかかわらず、わざと記帳しない、帳簿等や原始記録等の保存もしない、あるいは調査に一切協力しないといった「不誠実な納税者」に対しては、標準率(平均値)よりも低い概算経費率による推計課税を認める立法措置を講じてはどうか。すなわち、このような「不誠実な納税者」に対しては、低い概算経費率による制裁的な推計課税を適用し、それ以外の小規模零細事業者等の納税者に対しては、実額課税を目指す現行の推計課税を適用するといった、二本建ての推計課税としてはどうであろうかと考えたのである。つまり、所得税の理想が、直接資料を用いて所得の実額を把握する「実額課税」であることはいうまでもないが、税務処理は大量かつ反復性を伴うものであり、記帳もしない、帳簿等や原始記録等の保存もしない、あるいは調査に一切協力しないことによって、自ら実額課税を困難な状況としている「不誠実な納税者」に対してまで、課税庁に推計課税の合理性を要求し、厳格な立証責任を負わせる

必要はないのではないか。そのような「不誠実な納税者」に対しては、低い概算経費率による推計課税を適用し、それが「真実の所得」と違うというのであれば、その立証責任は、自分の所得のことについて一番よく知っている納税者本人に転換し、それ以外の場合には、現行の一般的な推計課税を適用するといった二本建ての推計課税としてはどうであろうかと考えたのである。

しかしながら、この低い概算経費率による推計課税と現行の実額課税を目指 す推計課税との「住み分け」がうまくできない。つまり、「不誠実な納税者」に 対して、優先的に概算経費率による推計課税を適用できるように要件を設定し たいのであるが、現行の推計課税が認められる推計の必要性の要件が、前述の とおり、①帳簿不存在の場合、②帳簿不備又は帳簿の信ぴょう性がない場合、 ③調査非協力の場合とされており、これらの要件に「不誠実な納税者」である ことを示すプラス・アルファの要件を設定したいのであるが、「故意に記帳しな い」、あるいは「故意に帳簿等を保存しない」といった内心の意思を要件として は、結局、それを立証することが困難となってしまうおそれがあるので、でき るだけ客観的なメルクマールが必要なのであるが、そのような客観的な要件を 設定することが非常に難しいのである。前章で紹介したようなドイツの推計課 税のように、ドイツでは、標準率を作成・公表し、その標準率には幅があって、 平均利益率だけでなく、上限(最高利益率)と下限(最低利益率)が示されて おり、納税者が記帳をきちんとしないといった租税法上の協力義務を履行しな い場合には、高い利益率による推計課税が行われており、また、標準率にこの ような幅がある中で、どの率を採用するのかについて、税務当局の裁量が認め られているのである。我が国においても、ドイツのように、税務当局にある程 度裁量が認められるのであれば、「二本建ての推計課税」を立案することも可能 であると思うのであるが、税務当局にそのような裁量を認めることは、現実的 にはなかなか難しいと思われる。

そうであるならば、現行の推計課税において、推計の必要性・合理性が認められれば、推計した所得を実額とみなす「みなし規定」を定めることにより、 推計項目についての争いを遮断するような立法的措置を講じた方がはるかに すっきりするのではないかとの意見もあるが、このような考えも一つの選択肢ではあると考える。

また、低い概算経費率により制裁的な推計課税を行うことについては、「標準率 (平均値) よりも低い概算経費率で課税するというのは、課税標準を変更するものではないか。課税標準は所得金額なので、概算経費率による所得は、真実の所得ではなく、別個の課税標準を定めることになるのではないか。」といった意見や、「記帳義務違反に対する制裁は罰則を設けるというのが、通常、手続法違反に対する原則であり、罰則規定を設けて、罰金なり、懲役刑なりをかければいいのであり、所得がいくらかということと、義務違反行為についての制裁をどうするかというのは別物であって、それを全部税額の方で制裁するというのはどうか。」、「税金は担税力に応じて負担するもので、制裁は加算税等で行うものである。加算税でやればよいのではないか。」といった意見等は当然あると思うが、我が国においては、記帳義務違反に対して、罰則規定を設けたり、加算税を課すといった状況にはないというのが現状であると考える。

しかしながら、白色申告者の中に、記帳する能力がありながら、わざと記帳をしない、帳簿や原始記録等も保存しない、あるいは、調査に一切協力しないといった「不誠実な納税者」が隠れており、そのような「不誠実な納税者」をこのまま放置しておくことは、我が国の健全な申告納税制度の発展を阻害することになりかねないことから、次章において、「事業所得の概算経費控除」について、一つの提言を行うこととしたい。

第5章 事業所得の概算経費控除制度の 導入について

第1節 事業所得の概算経費控除制度の導入の検討

1 納税者による選択を認めることの可否

概算経費控除を導入する場合には、まず、納税者の選択を認めるかどうか ということが大きな論点となる。

この点については、現行の事業所得等に係る概算経費控除の特例としては、 先に述べたとおり、①社会保険診療報酬の所得計算の特例(措法 26 条)、② 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例(措法 27 条)、③山林所得の概 算経費控除(措法 30 条)があるが、特に、①の社会保険診療報酬の所得計 算の特例については、不公平税制の典型とされ、経費率の法定が適正な記帳 を基礎とする申告納税制度のあり方等からみて適当でないと批判されてい る。また、第2章で述べたとおり、会計検査院からも、見直しをすべきと指 摘され、改善を求められており⁽⁷⁸⁾、平成 24 年度税制改正大綱の検討事項と されているところである。

こうしたことからも明らかなように、概算経費控除に納税者の選択を認めると、結局、実際の経費と概算経費とを比較して有利な方を選択することになり、すべての業種に新たな不公平税制を作ってしまうおそれがあることから、基本的には、納税者の選択を認めるべきではないと考える。

以下では、納税者の選択を認めない場合と認める場合の概算経費控除について、どのような制度が考えられるか検討することとする。

(1)納税者の選択を認めない概算経費控除制度

納税者の選択を認めず、税務当局のみに概算経費控除を認める、つまり、 納税者が記帳しない、帳簿等も保存しない、あるいは、納税者が調査に協

⁽⁷⁸⁾ 平成23年10月28日に、会計検査院より意見表示がされている。

力せず、帳簿等を見せないという場合には、税務当局は、低率の概算経費率により更正・決定できるという制度を創設するというものである。これは、言い換えれば、新たに概算経費率による推計課税の規定を設けるということである。

所得税の理想が、直接資料を用いて所得の実額を把握する「実額課税」であることはいうまでもないが、直接資料が入手できないからといって課税を放棄することは、公平負担の観点から適当でなく、ここに推計課税が認められる根拠がある⁽⁷⁹⁾。そもそも、推計課税は、納税者の非協力に起因するものであり、税務当局の所得調査は困難を極めているのみならず、推計課税を行うためには、その必要性を充足し、かつ、合理的な計算方法を選択したうえでなければならないので、限られた人員の中で、税務当局の苦労、事務負担は相当なものになっているというのが現状である。そして、今後、さらに厳しくなっていくことが予想される。

推計課税に関する法的整備についての提言としては、南博方教授が、「納税者が正確な実額資料を整えて申告したのであれば、推計による課税をする必要は全くなかったはずであり」、「推計課税は、納税者の側の責めに帰すべき事情に起因するものである。端的にいえば、申告納税制度の下においては、推計課税は、一種の制裁措置として位置づけられてもやむを得ないと言うべきである」として、推計課税の本質を標準率に求め、「その法的基準性を明確にするとともに、申告納税制度の下においては、推計課税による不利益は甘受せざるを得ないとの認識に立って、一定の不利益措置を定め、かつ、推計項目についての争いを遮断する方向での法政策の樹立が必要である」(80)と述べられているが、本研究も、基本的には、同様の考え

⁽⁷⁹⁾ 金子・前掲注(7)、754頁 ほか。

⁽⁸⁰⁾ 南博方「推計課税の実務と理論」判例タイムズ 787 号 10 頁 南教授は、シャウプ 勧告においては、「帳簿記録をつけない納税者は更正決定前に調査することが保証されず、標準率によって更正決定される。その上後者に属する納税者は国税当局に控訴することは許されない。…更正決定に関する標準率は帳簿の欠如が税の軽減ではなくむしろ重課の可能性を意味する程度まで引き上げられるべきである」と述べ、かつ、「正当な帳簿記録をつけることを故意に怠った場合、刑罰を適用することが適当であ

方に立つものである。

(2) 納税者の選択を認める概算経費控除制度

納税者の選択を認める場合には、新たな不公平税制を作り出してしまわないように、実額に比して有利にならないような経費率を定める必要がある。

そして、その際には、小規模零細事業者に対して何らかの配慮を検討する必要が生じてくるが、それでは、全面記帳義務化後に配慮すべき小規模零細事業者とは、どういう者なのか。この点については、我が国には、税法上の記帳義務と商法・会社法上の記帳義務があり、それぞれ法目的が異なるので、記帳義務も異なっているが、商法上では、「小商人」は商業帳簿の作成が必要でないこととされており(81)、一定の配慮がなされているといえる。

一方、税法には、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」があるが、この特例の対象者である家内労働者等は、まさに「小規模零細事業者」に該当しているといえる。もちろん、この特例は、家内労働者等とパート労働者とのバランスを考慮して設けられたものであり、法の趣旨は全く別なものではあるが、見方を変えれば、記帳がなくても 65 万円の概算経費控除を認める特例ということができる。そこで、家内労働者等でなくても記帳を求めることが困難であると思われる他の業種の事業者も現実にはいることから、この特例を家内労働者等に限定するのではなく、一般的な事業所得者に選択を認める一定の経費率(最低保障 65 万円)による概算経費控除の特例に改組する。この最低保障 65 万円を設けるというのは、そもそも給与所得も事業所得も、勤労を通じた経常的所得であるという点で

るかもしれない」とまで説いており(IV巻D57~D59頁)、今一度、シャウプ勧告の原点に立ち返るべきであるとされている。

⁽⁸¹⁾ 商法上は、商人は、適時に、正確な商業帳簿(会計帳簿及び貸借対照表をいう。) を作成し、帳簿閉鎖の時から 10 年間、その商業帳簿及びその営業に関する重要な資料を保存しなければならないこととされている(商法 19条)。なお、「小商人」というのは、「営業のために使用する財産が 50 万円を超えないもの」と定義されている(商法 7条、商法施行規則 3条 2項)。

は差異はないことから、給与所得控除の最低保障 65 万円というのは、事業所得の概算経費としての必要経費の最低保障として認められてもよいのではないかと考えたからである。

このような小規模零細事業者に対する概算経費控除の特例に改組するとともに、記帳義務違反に対する措置として、調査時に納税者が帳簿等を保存していない、あるいは、調査に協力せず、帳簿等を見せないという場合には、税務署長は、一定の経費率による概算経費控除を適用して、更正・決定することができることとするといった所得計算の特例を設けてはどうかと考える。

2 概算経費率

現行の推計課税が、できるだけ「真実の所得」に近づけて課税しようとするものであり、同業者率等による推計課税は、いわば「近似値課税」といえる。

また、昭和 40 年代の終わりごろまで税務当局が使用していた所得標準率による推計課税は、いわば「平均値課税」といえる。

しかしながら、標準率(平均値)による課税では、結局、実際の所得が標準率により算出した金額より相当低額であることが明らかな場合以外は、標準率によって算出した金額で申告しておけば、記帳の煩雑さから逃れられるので、正確な記帳をしようとする意欲が減退し、逆に、実際の所得が明らかに高い場合には、標準率により申告をしておけば、調査があってもそれ以上課税されることもないので、記帳もしないなどといった風潮が生じ、「青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれ」(82)があるのである。したがって、概算経費率は、標準率(平均値)よりもさらに低い経費率とすべきであり、ここでは、課税の正確性の理念が後退し、課税の公平性の理念に優位が与えられてよいのではないかと考える。

⁽⁸²⁾ 最高裁昭和 52 年 12 月 19 日第二小法廷判決 (刑集 31 巻 7 号 1053 頁) は、所得標準率の公表について、このように指摘している。

この点については、諸外国においては、記帳義務違反に対し、罰則等が設けられているのが通常であり、また、推計課税も行うことができることとされている国が多いのであるが、興味深いのは、ドイツの推計課税である。

ドイツでは、標準率表が作成・公開されており、その標準率には幅があって、平均値だけでなく、上限と下限の率が示されており、納税者が記帳をきちんとしないといった租税法上の協力義務を履行しない場合には、高い利益率により推計課税が行われているのである。我が国の推計課税においても、本当に配慮しなければならない小規模零細事業者と不誠実な納税者とでは、適用する経費率に差があってよいのではないかと考える。

具体的にどのように概算経費率を定めるかという点については、青色申告者を標本として、全国単位で実態調査(標本調査)を行い、小規模零細事業者に対しては平均値を適用し、不誠実な納税者に対しては、統計学の手法に従って、四分位、五分位、あるいは十分位に区分した、その下位の値を経費率として適用してはどうかと考える。

また、業種・業態別にどのように区分するかという問題については、過去に使用されていた所得標準率は、先に述べたとおり、日本標準産業分類に定める業種目分類に従って、詳細に区分して定められていたが、近年における社会経済構造の変化や産業の高度化・複雑化を考えると、概算経費率を業種・業態別に詳細に分類するのは、かえって適当ではないと考える。この点については、例えば、消費税の簡易課税制度では、現在、業種を5つの分類(卸売業、小売業、製造業等、サービス業等、その他の事業の5分類)に区分してみなし仕入率を定めているが、概算経費率についても、これと同程度とするのが適当ではないかと考える。

3 いわゆる「実額反証」を認めることの可否

いわゆる「実額反証」とは、納税者が所得実額に係る資料を証拠として提出して推計課税の違法を主張することであるが、租税実務において、必要経費の実額反証事件が増加するのに伴い、税務調査段階で提出されなかった実

額資料を行政不服申立や訴訟段階になってから突然に提出するのはアンフェアであるとの批判が強く、最近の裁判例においては、実額反証が有効となるための必要要件を設けたり、あるいは、原告納税者側の立証の程度を厳しく要求するものが増えてきている⁽⁸³⁾。

現行の推計課税や標準率による課税であれば、推計項目についての争いを 遮断する方向、すなわち、例えば、推計課税の必要性・合理性があれば、推 計した所得を実額とみなす「みなし規定」を定めることにより、実額反証を 認めないような法整備をすることも一つの選択肢ではあると考えるが、標準 率よりも低い概算経費率による課税をする場合には、やはり実額反証は認め るべきであると考える。

第2節 事業所得の概算経費控除制度についての提言

事業所得における概算経費控除制度の導入を検討するに当たり、当初は、納税者の選択を認めない制度とすべきであると考え、現行の推計課税の規定を見直し、不誠実な納税者に対しては、低い概算経費率による推計課税の規定を設けることにより、立証責任を納税者に転換してはどうかと考えたのである。

今回、白色申告者について全面記帳義務化が図られたわけであるから、それにもかかわらず、記帳もしない、かつ、帳簿等の保存もしないで、自ら実額課税を困難な状況にしている納税者についてまで、税務当局に推計課税の合理性を要求し、厳格な立証責任を負わせる必要はないのではないか。そのような納税者に対しては、低い概算経費率による推計課税を適用し、それが「真実の所得」と違うというのであれば、その立証責任は、自分の所得のことについて一番よく知っている納税者本人に転換し、それ以外の場合には、現行の一般的な推計課税を適用するといった「二本建ての推計課税」も、ドイツのような推計課税を参考にすれば、制度的には十分あり得るのではないかと考えたのである。

⁽⁸³⁾ 岩﨑・前掲注(57)、300頁。

しかしながら、この概算経費控除による推計課税と現行の実額課税を目指す推計課税との「住み分け」ができない。つまり、不誠実な納税者に対して、優先的に概算経費控除を適用できるように要件を設定したいのであるが、そのような要件設定をすること自体が非常に難しいことから、この制度を「新たな推計課税」として位置づけるのではなく、他の概算経費控除の特例と同様に、「所得計算の特例」として、そして、「政策税制」として位置づけ、以下のような概算経費控除の特例を創設することを提案したい。

記帳制度を定着させるための当分の間の特例措置として、現行の家内労働者等の所得計算の特例を改組し、小規模零細事業者に対しては標準率(平均値)(最低保障 65 万円)による概算経費控除の選択を認めることとする。その際、小規模零細事業者を定義することは難しいことから、所得金額基準ではなく、収入金額基準(例えば、前年又は前々年の事業所得に係る収入金額 500 万円以下)を設定するとともに、業種区分については、消費税の簡易課税制度を参考に、5分類程度とする。そして、最初から完全な記帳を要求するのは無理だとしても、全く記帳しなくてもよいこととするのではなく、(せっかく白色申告者の全面記帳義務化が図られたわけであるので、無条件に認めるのではなく、)最低限、収入金額について記帳することを選択の要件とする。

なお、納税者の個別の状況に強く左右される特別経費(給料賃金、減価償却費、地代家賃、利子割引料、貸倒金、外注工賃等)については、概算経費率により算出した所得金額(算出所得金額)から、納税者が立証した標準外経費については実額で差し引く(特前所得)ことが適当である(専従者がいれば、ここから専従者控除を差し引く。)と考える。

一方、記帳等義務違反に対する措置として、調査時において、繰り返し、帳簿等の提示を求めたにもかかわらず、帳簿等の提示をしなかった場合、つまり、 ①調査時に帳簿等を保存していない場合(帳簿不存在の場合)や②調査に協力 せず、帳簿等を提示しないといった場合(調査非協力の場合)、あるいは、③帳 簿等の保存はあるが、調査時に提示された帳簿等の内容が不正確で信用性に乏 しい場合(帳簿の重大な不備又は帳簿の信びょう性がない場合)には、税務署 長は、前節の2で述べたような実態調査で求めた平均値よりも低い経費率(業種も、上記と同様、5分類程度に区分)による概算経費控除を適用して、更正・決定することができることとする。

なお、この概算経費控除が適用される上記の3つの要件は、基本的に、現行の推計課税の必要性の要件と同じであって、推計課税についての多くの裁判例が参考になると考えるが、大きく異なる点は、「調査時において、繰り返し、帳簿等の提示を求めても、帳簿等の提示がない、あるいは、重大な不備のある、又は信びょう性のない帳簿等の提示しかない」ということが要件となっていることである。また、③の「帳簿の重大な不備又は帳簿の信びょう性がない場合」というのは、結局、具体的な事実認定が重要となると考えるが、誤記脱漏が多いとか、同業者に比し所得率等が低率であるとか、二重帳簿が作成されているなど、税務当局に提出された帳簿等に重大な不備があること、あるいは信びょう性に欠けることについての事実があると判断された場合に、概算経費控除が適用されるものと考えている。

また、この「低い経費率」は、記帳しないことによってかえって得をすることがないように、実態調査により算定したものであり、けっして記帳義務違反に対する制裁といった性格のものではない。確かに、低い経費率により算定された所得は、場合によっては、真実の所得よりも過大な所得となり、不利益を被ることもあるかもしれないが、その点については、実額反証を認めることにより、その所得が真実の所得と異なるというのであれば、その立証責任は納税者が負担するのである。

この実額反証を認めるかどうかという点については、消費税の場合には、帳簿等の保存がない場合には、仕入税額控除の適用は認めない(消法 30 条 7 項) こととされており、また、調査時に帳簿等を提示しなかった場合にも仕入税額 控除を認めていない⁽⁸⁴⁾ことから、所得税の場合も同様に、帳簿等の保存がない、あるいは、調査非協力で帳簿等を提示しない場合には、必要経費を認める必要

⁽⁸⁴⁾ 最高裁平成 16年 12月 16日第一小法廷判決(民集 58 巻 9号 2458 頁)。

はないのではないか。あるいは、また、調査時点において、繰り返し帳簿等の 提示を求めているのにかかわらず、提示しなかったのであるから、後になって 実額反証を認める必要はないのではないかといった考え方もあり得よう。

しかしながら、消費税法 30 条 7 項は、消費税の特性から導かれた必然的な 規定である。すなわち、付加価値税は、その性質として、前段階課税分に係る 累積を排除する必要があるが、消費税法 30 条 7 項の規定は、我が国の消費税 における累積排除の方法として帳簿方式を採用し、帳簿等の保存を仕入税額控 除の要件としたものであり、帳簿等の保存がない場合には仕入税額控除を認め ないこととしたものである。

これに対し、所得税は、消費税と違い、費用・収益対応の考え方があり、また、「原資の維持に必要な部分は、所得を構成しない」という所得税の性質からいっても、帳簿等の保存がないからといって、必要経費を一切認めないということはできないと考える。もっとも、この概算経費控除の特例では、低い経費率によるとはいえ概算経費控除を認めているのであって、全く必要経費を認めていないわけではないが、最後の納税者の反論の機会を取り上げるべきではなく、実額反証は認めるべきであると考える。

ただし、その場合の立証の程度としては、やはり厳格な立証を要求すべきであり、具体的には、推計課税における「収入金額と必要経費」はパッケージとして成立しているのであって、片方だけ(例えば、必要経費だけ)の誤りを主張・立証しても無意味であり、収入金額、必要経費及び両者の対応関係のすべてを主張・立証しなければならないとすべきである(いわゆる「三位一体説」)と考える。それは、そもそも概算経費控除による課税処分をせざるを得ない事情を生ぜしめた原因ないし責任は、もっぱら納税者の側にあり、このような厳格な立証責任を納税者に負担させたとしても酷であるとはいえないはずだからである。

結びに代えて

本研究は、最初に述べたとおり、白色申告者の中に、記帳する能力がありながら、わざと記帳をしない、帳簿や原始記録等も保存しない、あるいは、調査に一切協力しないといった「不誠実な納税者」が背後に隠れており、このような者をこのまま放置しておくことは、我が国の健全な申告納税制度の発展を阻害することになりかねず、また、平成 23 年度税制改正において、個人の白色申告者について全面記帳義務化が図られたわけであるが、今回も、記帳義務違反があった場合の罰則等は設けられていないことから、その実効性には依然として問題が残っている。そういった状況を踏まえ、「不誠実な納税者」に対しては、実額よりも低額な概算経費しか認めないといったペナルティ的な概算経費による課税の導入の検討を中心に、適正・公平な課税を実現するための制度上の手当てを行うことを検討したいというのが、そもそもの問題意識であった。

この点については、シャウプ勧告において、「正しい記帳をつけるための誘引策」として、「他の誘引策も考慮しなければならない。かように更正決定に関する標準率は帳簿の欠如が税の軽減ではなくむしろ重課の可能性を意味する程度まで引き上げられるべきである」と述べられているのであり(IV巻D59頁)、今一度、シャウプ勧告という原点に立ち返って、正確な記帳をつけるための誘引策・奨励策となるような施策を早急に検討し、実施する必要があるのではないか。このような考えから、事業所得の概算経費控除制度についての提言を行ったものであり、記帳義務を履行するための担保措置や現行の推計課税のあり方について、今後の議論のたたき台となれば幸いである。